

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年4月9日

【計算期間】 第2特定期間 自 平成23年7月12日 至 平成24年1月10日

【ファンド名】 ステート・ストリートU S ボンド・オープン（為替ヘッジあり）

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 太田 裕之

【連絡場所】 東京都港区赤坂9丁目7番1号

【電話番号】 03 - 4530 - 7093

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的および基本的性格】

当ファンドはステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国社債の投資適格銘柄に実質的に投資を行い、また実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行うことにより、パークレイズ・キャピタル米国社債（1 - 10年）インデックス（Barclays Capital US Intermediate Corporate Index、円ヘッジベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

パークレイズ・キャピタル米国社債（1-10年）インデックス（円ヘッジベース）とは、「Barclays Capital US Intermediate Corporate Index」について、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円ヘッジ効果を勘案のうえ指数化したものです。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合 （ ）	インデックス型 特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1回 年 2回 年 4回	グローバル 日本 北米	ファミリー ファンド	あり （ ）	日経 225
債券 一般 国債 社債 その他債券 クレジット属性	年 6回 （隔月） 年12回 （毎月）	欧州 アジア オセアニア			
					TOPIX

()	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
不動産投信	その他	アフリカ			その他 (パークレイズ・キャピタル米国社債(1-10年)インデックス(円ヘッジベース))
その他資産 (投資信託証券 (債券))	()	中近東 (中東)			
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券（債券））」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「債券」とは分類・区分が異なります。

■ 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券））	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
対象インデックス	その他	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの目的

当ファンドは、主として「ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に米国投資適格社債に投資を行い、また実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行うことにより、パークレイズ・キャピタル米国社債（1-10年）インデックス（円ヘッジベース）に連動する投資成果の獲得を目指して運用を行います。

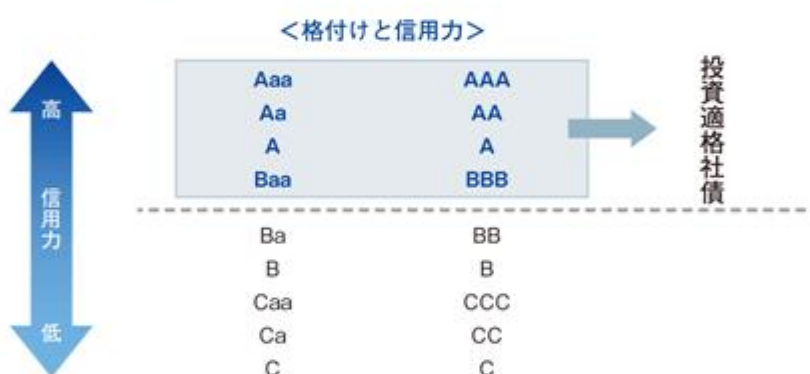
ファンドの特色

- 1 米国の投資適格社債^{*1}市場の動きに連動した投資成果の獲得を目指すマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

- パークレイズ・キャピタル米国社債（1-10年）インデックス（円ヘッジベース）^{*2}に連動する投資成果の獲得を目指す「ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。

^{*1} 投資適格社債とは主要投資格付け機関による格付けがBBB格相当以上であるものを言います。

^{*2} パークレイズ・キャピタル米国社債（1-10年）インデックス（円ヘッジベース）とは、正式名称「Barclays Capital US Intermediate Corporate Index」について、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円ヘッジ効果を勘案のうえ指数化したものです。



- 「ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド」受益証券において、委託会社は運用の指図に関する権限の一部（米国社債等の運用指図）を次の者に委託します。

商 号：ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市

■ ファンド運用の仕組み



投資対象とするマザーファンドの概要

■ ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	米国社債の投資適格銘柄を主要投資対象とし、バークレイズ・キャピタル米国社債(1-10年)インデックス(円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
主要投資対象	米国社債の投資適格銘柄
投資態度	・ バークレイズ・キャピタル米国社債(1-10年)インデックス(円ベース)をベンチマークとします。 ・ 厳密な層化抽出法に従って米国クレジット債券市場のエクスポージャーを幅広く確保しつつ、発行体レベルの保守的なリスク管理により発行体の分散最大化に配慮します。 ・ 米国社債の投資割合は原則として高位を維持します。 ・ 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

※バークレイズ・キャピタル米国社債(1-10年)インデックス(円ベース)とは、正式名称「Barclays Capital US Intermediate Corporate Index」について、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円換算のうえ指数化したものです。

■ 主な投資制限

1. 「ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド」受益証券の投資割合には制限を設けません。
2. 米国社債の実質投資割合には制限を設けません。
3. 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
4. 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

2 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクを極力低減します。

- 「ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド」受益証券を通じて実質的に保有する米国社債等の外貨建て資産に対して原則として為替ヘッジ*を行います。そのため為替変動による影響（為替リスク）は低減されますがその影響を完全に排除できるものではありません。

* 為替ヘッジとは

外貨建て資産を組み入れた際に為替変動リスクを低減するため行う手法です。通常は先渡し契約により外貨売り/日本円買いを行います。またヘッジ対象通貨と日本円の短期金利の差により為替ヘッジコストが生じる場合があります。

3 毎月決算を行い、継続的に収益分配を行うことを目指します。

- 分配金額は、毎月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

<収益分配のイメージ>



■ 上記はイメージ図であり将来の支払い及びその金額を保証するものではありません。

■ 分配金額については収益分配方針に基づき委託会社が決定します。また分配金が支払われない場合もあります。

追加的記載事項

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ

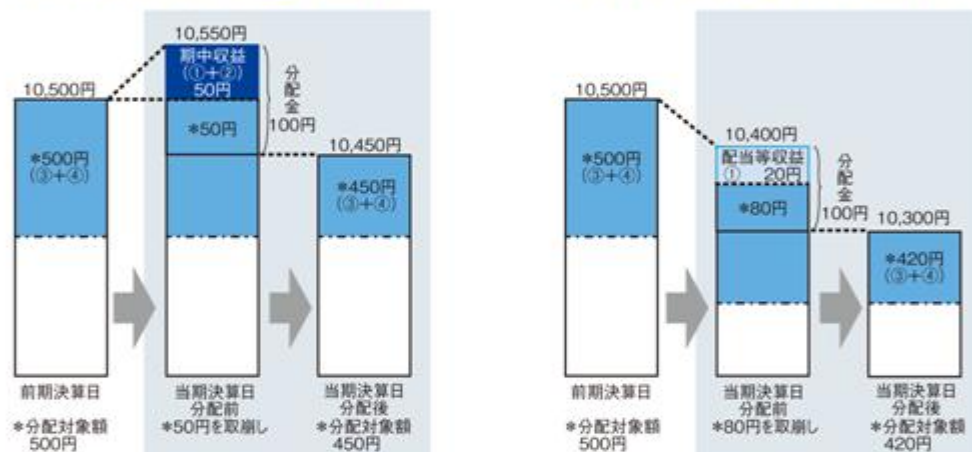


- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算から基準価額が上昇した場合）

（前期決算から基準価額が下落した場合）



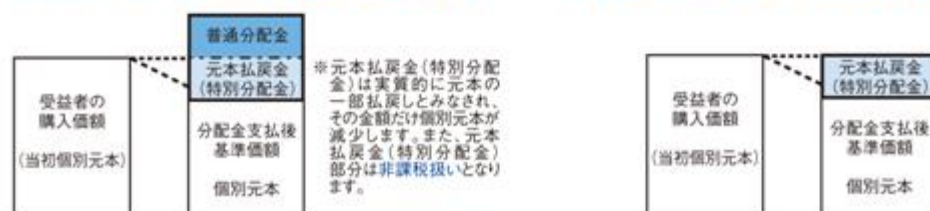
（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

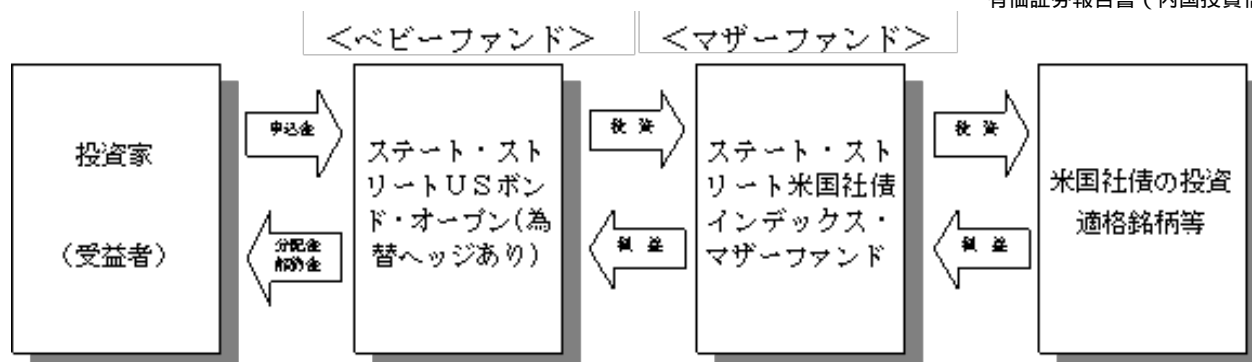
（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成23年2月10日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）

委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

- 2) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「投資顧問会社」といいます。)

投資顧問会社は、委託会社から運用指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドにおける運用指図等を行います。

- 3) 三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。)

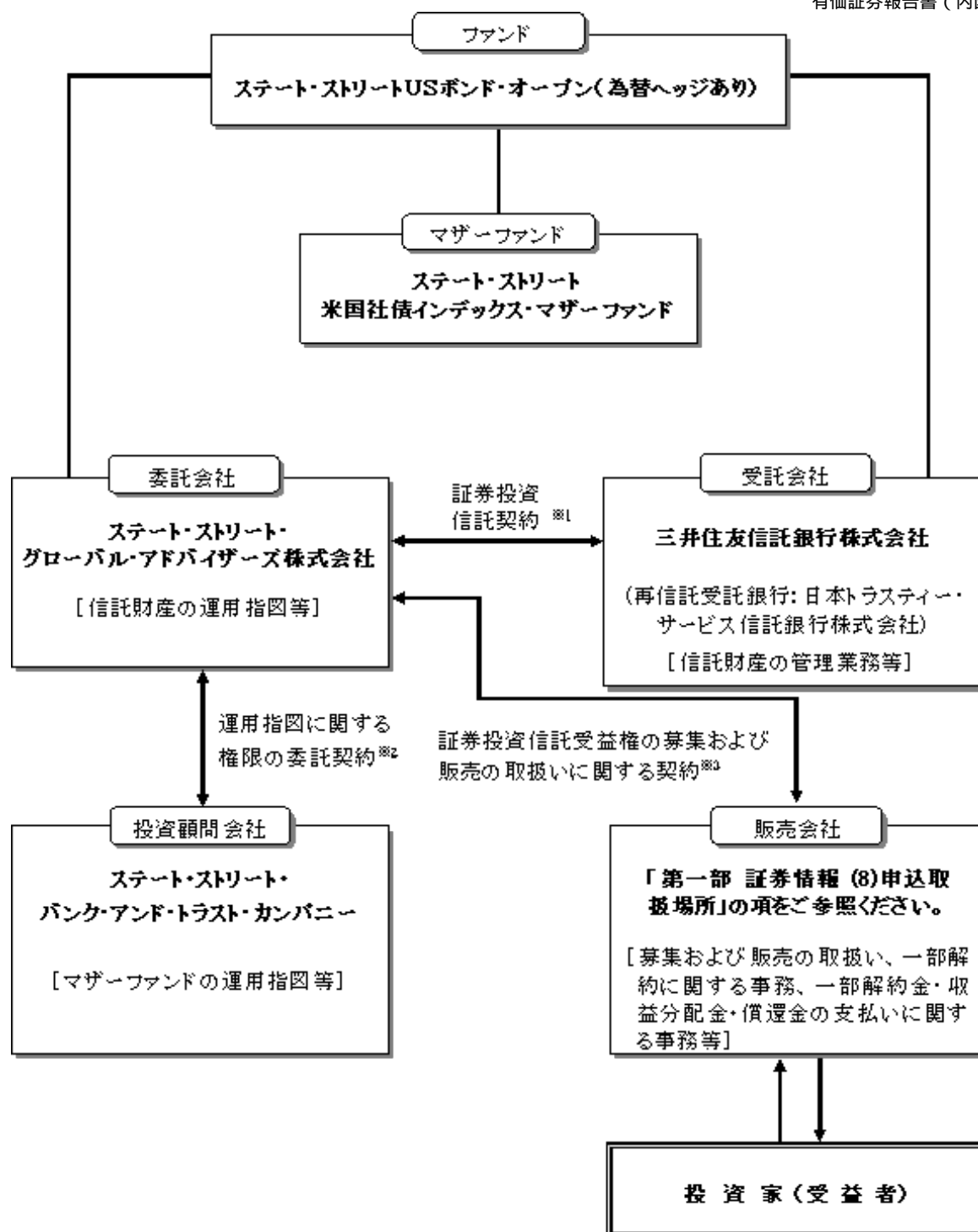
(再信託受託会社：日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社)

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき、日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

- 4) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



1 信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項、信託の元本、収益の管理および運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが信託契約を締結することにより成立します。信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

2 運用指図に関する権限の委託契約

マザーファンドにおける運用指図に関する権限を投資顧問会社に委託する範囲等が定められます。

3 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

委託会社の概況（平成24年1月31日現在）

- 1) 資本金
3億1千万円
- 2) 沿革

平成10年2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
平成10年3月31日	投資顧問業の登録
平成10年8月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年9月30日	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年9月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引業者の登録
平成20年7月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に 商号変更

3) 大株主の状況

(平成24年1月31日現在)

氏名または名称	住所	所有株数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス・インク	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン センターヴィル・ロード2711	6,200株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドは、「ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主として米国社債の投資適格銘柄に実質的に投資を行い、また実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行うことにより、バークレイズ・キャピタル米国社債（1 - 10年）インデックス（Barclays Capital US Intermediate Corporate Index、円ヘッジベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

バークレイズ・キャピタル米国社債（1 - 10年）インデックス（Barclays Capital US Intermediate Corporate Index、円ヘッジベース）をベンチマークとします。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行います。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限り、以下同じ。）を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき並びに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

マザーファンドにおいて、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに運用の指図に関する権限の一部（米国社債等の運用指図）を委託します。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第15条）。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券

- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
- 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、上記1)の証券または証書、上記12)および17)の証券または証書のうち上記1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち上記2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます(信託約款第15条第2項)。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます(信託約款第15条第3項)。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価

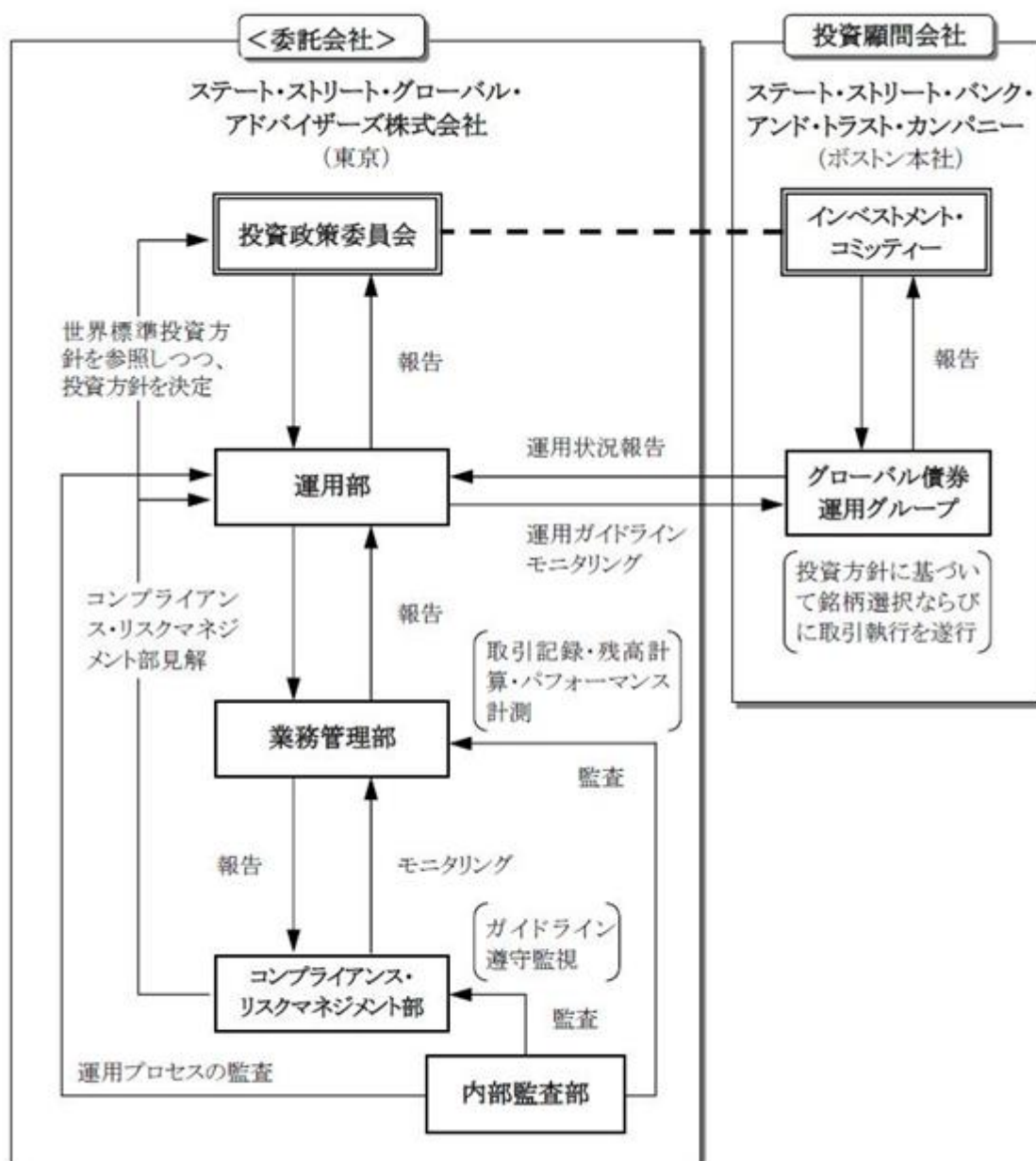
総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記 から において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理、運用モデル／プロセスの改善の任に就いていますが、常にボストン本社を中心とした海外拠点の当該ストラテジーに関わる運用担当者と意見・情報交換を行いながら、モデルの問題点・改善点、パフォーマンス、市場・運用情報などにつきコミュニケーションを保っています。

運用の報告は、委託会社の投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベスメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。なお、投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、取引先別の売買高、売買手数料などを確認し、ガイドラインからの乖離や、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

なお、当ファンドにおいては、投資対象であるマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部（米国社債等の運用指図）を投資顧問会社でもあるボストン本社に委託しています。

上記運用体制は平成24年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎月10日、ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

< 収益分配金に関する留意事項 >

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- 1) マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2) 米国社債の実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
- 6) 新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 7) デリバティブ取引は、下記 2)、3)、4)の範囲で行います。

信託約款上のその他の投資制限

- 1) 投資する株式等の範囲(信託約款第18条)

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取

得可能なものに限り、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

2) 先物取引等の運用指図(信託約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

3) スワップ取引の運用指図(信託約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- (d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

4) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款第21条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当該マザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れ

が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第22条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

6) 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第23条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a)の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

7) 公社債の借入れ(信託約款第24条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

8) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第25条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

9) 外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款第26条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 上記(a)の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (d) 上記(a)から(c)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

その他の法令上の投資制限

当ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下のとおりです(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号)。上記 および において記載された投資制限によって特定の法令上の投資制限が充足されている場合には、当該法令上の投資制限は本 において記載されていません。

委託会社は、当ファンドの信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該信託財産に係る次の(a)および(b)に掲げる額(これに係る取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに(c)および(d)に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図することはできません。

- (a) 当該信託財産に係る先物取引等評価損。但し、有価証券オプション取引等(有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引および金融先物取引法第2条第4項第3号に掲げる取引(海外金融先物市場(同条第8項に規定する海外金融先物市場をいいます。))におけるこれと類似の取引を含みます。)をいいます。(b)において同じ。)および有価証券店頭オプション取引等(有価証券店頭オプション取引、同条第5項第2号に掲げる取引および選択権付債券売買(当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいいます。)をいいます。(b)において同じ。)の売付約定に係るものを除きます。
- (b) 当該信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等(オプションの行使の対象となる一つまたは複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似するものをいいます。)の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- (c) 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- (d) 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第10号の2に規定するオプションを表示する証券または証書をいいます。)に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

(参考)「ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

(1) 基本方針

この投資信託は、米国社債の投資適格銘柄を主要投資対象とし、バークレイズ・キャピタル米国社債(1 - 10年)インデックス(Barclays Capital US Intermediate Corporate Index、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(2) 運用方法

1. 投資対象

米国社債の投資適格銘柄を主要投資対象とします。

2. 投資態度

バークレイズ・キャピタル米国社債(1 - 10年)インデックス(Barclays Capital US Intermediate Corporate Index、円ベース)をベンチマークとします。

厳密な層化抽出法に従って米国クレジット債券市場のエクスポージャーを幅広く確保しつつ、発行体レベルの保守的なリスク管理により発行体の分散最大化に配慮します。

米国社債の投資は原則として高位を維持します。

外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。以下同じ。)を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに運用の指図に関する権限の一部（米国社債等の運用指図）を委託します。

(3) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいし、有価証券に係るものに限り、ます。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 20) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 - 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。）
 - 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、上記1)の証券または証書、上記12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2)から6)までの証券ならびに上記12)および17)の証券または証書のうち上記2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(4) 主な投資制限

米国社債の投資割合には制限を設けません。

外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能なものに限り、投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券の投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券の投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引は、信託約款第17条、第18条および第19条の範囲で行います。

ベンチマークについて

パークレイズ・キャピタル米国社債(1-10年)インデックス

パークレイズ・キャピタル米国社債(1-10年)インデックスは、パークレイズ・キャピタル・インクが所有する登録商標です。

パークレイズ・キャピタル米国社債(1-10年)インデックスは、パークレイズ・キャピタル・インクおよびその関連会社（以下、「パークレイズ・キャピタル」）の商標であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下、「SSgA」といいます。）に対してその利用許諾が与えられています。当ファンドは、パークレイズ・キャピタルによって支持、保証、販売、販売促進されるものではありません。パークレイズ・キャピタルは、特定の情報、データ、トレードマーク、トレードネームの所有者であり、当ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、明示的にも暗示的にも、有価証券全般の投資適合性について何ら表明または保証するものではありません。当インデックスは、SSgAおよび当ファンドが関与することなく、パークレイズ・キャピタルによって決定、作成、計算されます。パークレイズ・キャピタルは、当インデックスに関する決定、作成および計算について、SSgAおよび当ファンドの保有者の要望等を考慮せずに行ないます。

パークレイズ・キャピタルは、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを現金に償還する計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。パークレイズ・キャピタルは、当ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関する義務または責任を何ら負うものではありません。

パークレイズ・キャピタルは、当インデックスおよびそれに含まれるデータ、あるいは、当インデックスの利用許諾に基づいてSSgA、当ファンド、その他いかなる者が当インデックスから得たデータに対し、その品質、正確性、完全性について、いかなる責任も負わないものとします。パークレイズ・キャピタルは、当インデックスまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性または特定の目的・使用における適合性を明示的にも暗示的にも保証するものではなく、かつ、それら一切の保証を免除されることをここに明示します。

前記事項を制限することなく、たとえ特別な損害、懲罰的損害、間接的損害、拡大的損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、パークレイズ・キャピタルは、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米国社債等に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります。その運用成果（損益）は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

金利変動リスク

公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。従って、金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって公社債等の価格は変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、または

できなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。従って、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

資産担保証券のリスク

MBS、ABS等（資産担保証券）の期限前償還リスクを伴う債券は、資産担保証券の原資産となっている住宅ローンや自動車ローン等は、一般的に金利が低下すると借換えによる返済が増え、逆に金利が上昇すると借換えによる返済が減少する傾向があります（期限前返済は金利変動の他にも様々な要因の影響を受けます。）。一般的に金利が低下した場合、低金利ローンへの借換えが増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加し、当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。こうした要因により当ファンドの基準価額が下落することがあります。なお、金利変動の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の特性によっても異なります。

MBSは多数の住宅ローンを担保として発行されますので、担保となる住宅ローンの中にはいわゆるサブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）と考えられる信用力の低いものも一部含まれています。また、資産担保証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、または、できなくなることが予想される場合には、資産担保証券の価格が大きく下落することもあります（債務不履行の場合、予定されていた利息および償還金が支払われないこともあります。）。

資産担保証券を売買しようとする際に、市場の流動性が著しく低下している場合があります。この場合、資産担保証券の価格が大きく変動することがあり、これに伴い当ファンドの基準価額が大きく乱高下することがあります。

投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

為替リスク

当ファンドは、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図りますが、為替リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。

ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

パッシブ運用のリスク

当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネジャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

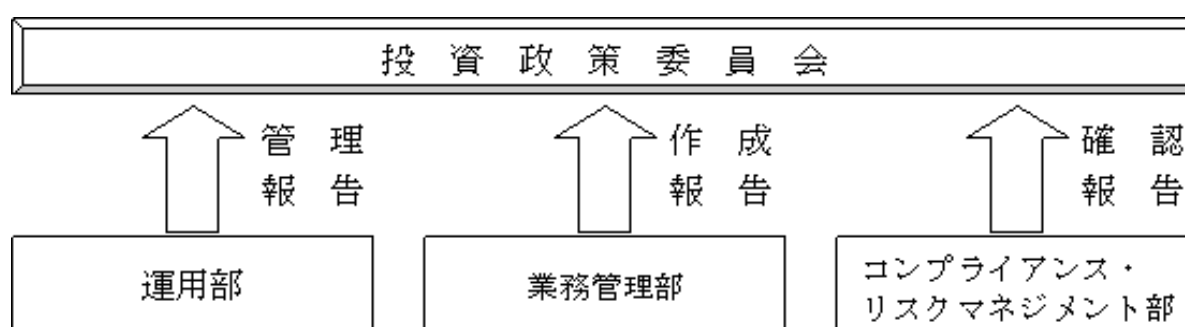
ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(3) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

上記リスクに対する管理体制は平成22年12月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込み手数料は、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。お申込み手数料には消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

販売会社によっては、償還乗換えの優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、ご換金時には解約請求日の翌営業日の基準価額から0.30%を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

(3)【信託報酬等】

当ファンドから支払われる信託報酬は、以下の支払先が行う当ファンドに関する業務の対価として、当ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、以下の支払先に対してそれぞれ以下のとおり支払われます。

支 払 先	報 酬 額
委託会社	信託財産の純資産総額の年率0.2625% (税抜0.25%)相当額
販売会社	信託財産の純資産総額の年率0.3675% (税抜0.35%)相当額
受託会社	信託財産の純資産総額の年率0.042% (税抜0.04%)相当額
合 計	信託財産の純資産総額の年率0.672% (税抜0.64%)相当額

信託報酬は、毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託会社と受託会社との間の配分は別に定めます。

の信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します（信託約款第37条）。信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担頂く場合があります。上記費用の合計額は、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成25年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分

離課税を選択することができます。

一部解約および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、平成25年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時および解約時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税7%）、平成26年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率により源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

（参考）

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）金となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「自動けいぞく投資コース」でファンドを買付けた場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

以上の内容は、税法が改正された場合等には変更となることがあります。

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年1月31日現在)

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	19,630,425	98.25
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		349,302	1.75
純資産総額		19,979,727	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド）

(平成24年1月31日現在)

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	日本	27,961,647	0.27
	アメリカ	8,540,754,052	81.18
	イギリス	351,389,463	3.34
	カナダ	351,356,905	3.34
	オーストラリア	170,907,846	1.62
	オランダ	145,135,436	1.38
	スイス	145,074,178	1.38
	フランス	116,028,396	1.10
	ルクセンブルク	91,556,015	0.87
	ケイマン諸島	76,021,811	0.72
	スペイン	54,142,435	0.51
	ドイツ	50,308,412	0.48
	バミューダ	44,833,909	0.43
	メキシコ	37,818,029	0.36
	アンティル	16,196,837	0.15
	チリ	13,611,030	0.13
	キュラソー	12,034,776	0.11
	コロンビア	9,642,975	0.09
	フィンランド	5,809,329	0.06
	ベルギー	4,129,599	0.04
	マン島	3,948,120	0.04
小計		10,268,661,200	97.60
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		252,613,101	2.40
純資産総額		10,521,274,301	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成24年1月31日現在)

順位	国／地域名	種類	銘柄名	業種	数量 （口）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資比 率 （％）
----	-------	----	-----	----	-----------	-----------------	-------------	-----------------	-------------	-----------------

1	日本	親投資 信託受 益証券	ステート・ストリート米国 社債インデックス・マザー ファンド	—	19,585,379	0.9914	19,416,945	1.0023	19,630,425	98.25
投資比率：合計									98.25	

（注１）投資有価証券は1銘柄です。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	-	98.25
合 計		98.25

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド）

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成24年1月31日現在）

順位	国/ 地域 名	種類	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
1	アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE & CO	6.000	2018/01/15	950,000	8,491	80,664,383	8,651	82,181,137	0.78
2	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	6.125	2017/11/21	750,000	8,458	63,437,523	8,366	62,747,124	0.60
3	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	6.500	2016/08/01	600,000	8,522	51,132,224	8,138	48,827,900	0.46
4	アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY	6.000	2015/04/28	600,000	8,369	50,213,185	8,026	48,156,520	0.46
5	アメリカ	社債券	MERRILL LYNCH & CO	6.050	2016/05/16	600,000	8,152	48,909,703	7,757	46,544,291	0.44
6	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	6.010	2015/01/15	550,000	8,390	46,145,542	8,267	45,469,701	0.43
7	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC	7.500	2019/02/15	500,000	8,798	43,991,710	8,653	43,263,923	0.41
8	アメリカ	社債券	PFIZER INC	6.200	2019/03/15	450,000	8,809	39,640,555	9,561	43,026,648	0.41
9	アメリカ	社債券	HEWLETT-PACKARD CO	6.125	2014/03/01	500,000	8,581	42,902,989	8,292	41,461,355	0.39
10	アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY	7.300	2019/05/13	500,000	8,637	43,187,161	8,291	41,456,008	0.39
11	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	7.375	2014/05/15	500,000	8,689	43,445,631	8,234	41,171,111	0.39
12	アメリカ	社債券	GENERAL ELEC CAP CORP	3.750	2014/11/14	500,000	7,985	39,922,642	8,116	40,582,221	0.39
13	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC	6.000	2020/06/15	500,000	8,173	40,867,119	8,054	40,268,299	0.38
14	アメリカ	社債券	AMERICAN EXPRESS	6.150	2017/08/28	450,000	8,540	38,430,008	8,940	40,229,880	0.38
15	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	4.750	2015/05/19	500,000	8,049	40,245,844	8,005	40,026,557	0.38
16	アメリカ	社債券	KRAFT FOODS INC	5.375	2020/02/10	450,000	8,095	36,429,582	8,870	39,916,073	0.38
17	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	4.500	2015/04/01	500,000	7,987	39,932,647	7,732	38,659,737	0.37
18	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	5.625	2020/07/01	500,000	7,883	39,412,881	7,671	38,355,362	0.36
19	アメリカ	社債券	VERIZON COMMUNICATIONS	6.350	2019/04/01	400,000	8,901	35,605,148	9,477	37,907,394	0.36

月間証券報告書（外国証券関係）											
20	アメリカ	社債券	GENERAL ELEC CAP CORP	5.500	2020/01/08	400,000	8,096	32,385,456	8,587	34,349,002	0.33
21	アメリカ	社債券	ORACLE CORP	5.750	2018/04/15	350,000	8,626	30,191,127	9,375	32,811,816	0.31
22	アメリカ	社債券	VERIZON COMMUNICATIONS	5.550	2016/02/15	371,000	8,585	31,850,543	8,838	32,788,719	0.31
23	アメリカ	社債券	EI DU PONT DE NEMOUR & CO	3.250	2015/01/15	400,000	7,912	31,648,389	8,183	32,731,885	0.31
24	アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE & CO	5.125	2014/09/15	400,000	8,260	33,041,651	8,150	32,600,511	0.31
25	スイス	社債券	UBS AG STAMFORD CT	5.875	2017/12/20	375,000	8,352	31,320,430	8,559	32,097,358	0.31
26	アメリカ	社債券	TIME WARNER CABLE INC	8.250	2019/04/01	325,000	9,371	30,454,214	9,813	31,892,239	0.30
27	アメリカ	社債券	ALTRIA GROUP INC	9.700	2018/11/10	300,000	10,033	30,099,142	10,508	31,525,081	0.30
28	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	5.650	2018/05/01	400,000	8,048	32,193,039	7,806	31,222,310	0.30
29	アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY	5.450	2017/01/09	400,000	8,016	32,062,215	7,776	31,102,852	0.30
30	アメリカ	社債券	WACHOVIA CORP	5.750	2017/06/15	350,000	8,507	29,773,103	8,769	30,692,691	0.29
									投資比率：合計		11.53

（注１）評価金額の上位30銘柄について記載しています。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（注３）平成24年1月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
社債券	—	97.60
合 計		97.60

（注１）投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

（注２）平成24年1月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年1月31日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間・月末	純資産総額（円）		１口当たりの純資産額（円）	
第1特定期間	自平成23年 2月10日 至平成23年 7月11日	分配付：	12,289,979	分配付：	1.0243
		分配落：	12,247,985	分配落：	1.0208
第2特定期間	自平成23年 7月12日 至平成24年 1月10日	分配付：	19,090,137	分配付：	1.0050
		分配落：	19,023,657	分配落：	1.0015
	平成23年 2月末日		10,508,865		1.0074
	3月末日		12,100,016		1.0077
	4月末日		12,184,025		1.0144
	5月末日		12,282,861		1.0247
	6月末日		12,711,977		1.0167
	7月末日		12,300,749		1.0233
	8月末日		12,012,243		1.0219

9月末日	12,134,191	1.0094
10月末日	13,914,342	1.0086
11月末日	18,065,195	0.9938
12月末日	19,048,061	1.0011
平成24年 1月末日	19,979,727	1.0181

【分配の推移】

特定期間	計算期間	一口当たりの分配金
第1特定期間	自平成23年 2月10日 至平成23年 7月11日	0.0140円
第2特定期間	自平成23年 7月12日 至平成24年 1月10日	0.0210円

（注）各特定期間中の分配金の合計です。

【収益率の推移】

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	自平成23年 2月10日 至平成23年 7月11日	3.5%
第2特定期間	自平成23年 7月12日 至平成24年 1月10日	0.2%

（注）各特定期間の収益率は、期間中の分配金を加算した特定期間末の基準価額から前特定期間末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前特定期間末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自平成23年 2月10日 至平成23年 7月11日	12,542,829	544,274	11,998,555
第2特定期間	自平成23年 7月12日 至平成24年 1月10日	8,802,471	1,806,638	18,994,388

（注１）日本国外における設定、解約はありません。

（注２）第１特定期間の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

< 参考情報 >

基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

<基準価額・純資産総額>

基準価額	10,181 円
純資産総額	20 百万円

分配の推移

計算期間	分配金
第6期（平成23年9月12日）	35 円
第7期（平成23年10月11日）	35 円
第8期（平成23年11月10日）	35 円
第9期（平成23年12月12日）	35 円
第10期（平成24年1月10日）	35 円
直近1年間累計	350 円
設定来累計	350 円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

上位10銘柄※

銘柄名	比率	残存年数
JPMORGAN CHASE & CO	6.000% '18/1/15	0.60% 5.96
CITIGROUP INC	6.125% '17/11/21	0.48% 5.81
BANK OF AMERICA CORP	6.500% '16/8/1	0.46% 4.50
MORGAN STANLEY	6.000% '15/4/28	0.45% 3.24
MERRILL LYNCH & CO	6.050% '16/5/16	0.44% 4.29
CITIGROUP INC	6.010% '15/1/15	0.42% 2.96
GOLDMAN SACHS GROUP INC	7.500% '19/2/15	0.42% 7.04
PFIZER INC	6.200% '19/3/15	0.40% 7.12
HEWLETT-PACKARD CO	6.125% '14/3/1	0.40% 2.08
MORGAN STANLEY	7.300% '19/5/13	0.40% 7.28

※比率はマザーファンド純資産総額対比です。

ファンド特性値

	ファンド	ベンチマーク
修正デュレーション	4.44	4.30
最終利回り	2.88%	2.88%
オプション調整後スプレッド	2.01%	1.99%

セクター別構成比※

セクター	ファンド	ベンチマーク	差
公益	9.53%	9.05%	0.48%
金融	37.70%	38.22%	-0.52%
産業	51.62%	52.73%	-1.11%
その他	0.00%	0.00%	0.00%

格付別構成比※

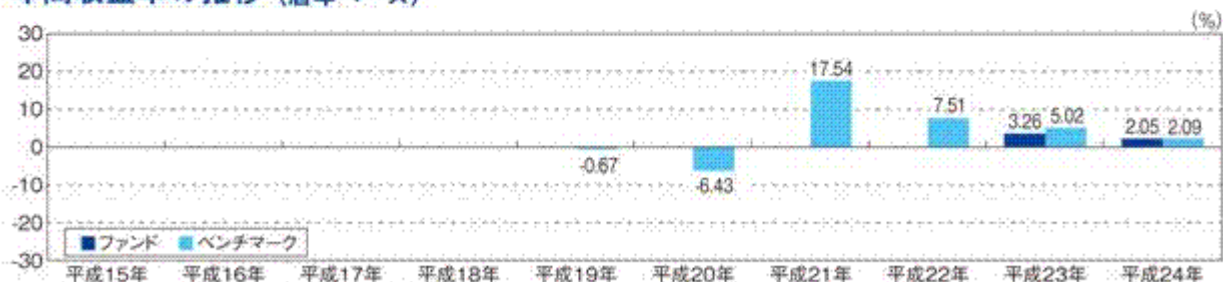
格付	ファンド	ベンチマーク	差
AAA 格	0.63%	0.87%	-0.24%
AA 格	12.48%	13.40%	-0.92%
A 格	48.60%	48.49%	0.11%
BBB 格	37.14%	37.24%	-0.10%
BB 格以下	0.00%	0.00%	0.00%

残存年数別構成比※

残存年数	ファンド	ベンチマーク	差
1年未満	0.08%	1.13%	-1.05%
1～3年	22.30%	25.47%	-3.18%
3～7年	43.82%	44.39%	-0.56%
7～10年	32.66%	29.01%	3.65%
10年以上	0.00%	0.00%	0.00%

※ファンドの比率はマザーファンド純資産総額対比です。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※平成23年のファンドとベンチマークの収益率は設定時から年末まで、平成24年は1月末までで算出しております。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

※基準価額と同一基準のデータを取得できないため、平成18年以前のベンチマークの収益率は記載しておりません。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 1) お申込日が原則として米国の取引所または銀行の休業日に当たる場合を除き、営業時間内においていつでも、お申込日の翌営業日の基準価額にて申込取扱場所においてお申込みいただくことができます。なお、この場合のお申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後3時までとし、この時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 2) ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。
- 3) お申込単位は、販売会社が定める単位にて受け付けます。
- 4) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよび既に受け付けた受益権の取得申込の受け付けを取り消すことができます（信託約款第11条第7項）。
- 5) 償還乗換えでこのファンドをお申込みになる場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を無料とします。

2【換金（解約）手続等】

- 1) 委託会社は、受益権の買戻しを行いません。ただし、受益者（販売会社を含みます。以下同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社の承諾を得て販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます（信託約款第44条第1項）。なお、一部解約の請求の受け付けは、営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 2) 受益者が、上記1)の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします（信託約款第44条第2項）。
- 3) 上記1)の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が米国の取引所または銀行の休業日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。（信託約款第44条第1項）
- 4) 委託会社は、一部解約の申込みを受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、上記1)の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます（信託約款第44条第3項）。一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目に当該受益者に支払います（信託約款第41条第4項）。
- 5) 上記4)の一部解約の価額は、解約請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします（信託約款第44条第4項）。
- 6) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、上記1)による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた上記1)による一部解約の実行の請求を取り消すことができます（信託約款第44条第5項）。
- 7) 上記6)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記5)の規定に準じて計算された価額とします（信託約款第44条第6項）。
- 8) 販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社までお問合せ下さい。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び信託約款第24条に定める借入公社債を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法^{*}により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」)を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

^{*} 一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。
ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額算出日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 証券会社、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

(受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限ですが、下記(5) 1) の理由により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

1) この信託の計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします(信託約款第35条第1項)。

2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記(5) 1)に定める信託期間の終了日とします(信託約款第35条第2項)。

(5)【その他】

1) 信託の終了

・ 信託契約の解約(信託約款第45条第1項および2項)

(イ) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を

発します。

・ 信託契約に関する監督官庁の命令(信託約款第46条)

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

・ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い(信託約款第47条)

(イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ) 上記イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記 3)の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

・ 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い(信託約款第48条)

(イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

・ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い(信託約款第49条)

(イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記 3)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 書面決議

・ 上記1) i (ロ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします(信託約款第45条第3項)。

・ 上記1) i (ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います(信託約款第45条第4項)。

・ 1) (ロ)および上記 から の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、1) (ロ)および上記 から に規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません(信託約款第45条第5項)。

3) 信託約款の変更等

・ 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます(信託約款第50条第1項)。

・ 委託会社は、上記 の事項（上記 の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します(信託約款第50条第2項)。

4) 反対者の買取請求権

上記 1)に規定する信託契約の解約または上記3)に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、上記2)に規定する書面に付記します(信託約款第51条)。

- 5) 運用報告書の交付
毎特定期間末（毎年2月10日および8月10日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
- 6) 公告
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します(信託約款第53条)。
- 7) 募集・売出し契約の変更
委託会社と販売会社との間の募集・売出し契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・売出し契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

4【受益者の権利等】

受益権

当ファンドの受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、信託約款第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します(信託約款第5条)。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません(信託約款第8条)。

収益分配金、償還金および一部解約金の請求権に関する内容および権利行使の手続

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います(信託約款第41条第1項)。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、委託会社の指定する販売会社と受益権の取得申込者との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託会社の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託会社の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。ただし、上記2 換金（解約）手続等 1)により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記1)に準じて受益者に支払います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます(信託約款第41条第2項)。
- 3) 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます（信託約款第41条第3項）。
- 4) 一部解約金は、上記2 換金（解約）手続等 1)の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います(信託約款第41条第4項)。
- 5) 上記1)、3)、4)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします(信託約款第41条第5項)。
- 6) 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時

の受益権の価額等に応じて計算されるものとします(信託約款第41条第6項)。

- 7) 上記6)に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします(信託約款第41条第7項)。
- 8) 受益者が、収益分配金については上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について上記2)に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します(信託約款第42条)。

議決権、受益者集会に関する権利

受益者には、議決権、受益者集会に関する権利はありません。

反対した受益者の買取請求権

帳簿閲覧謄写請求権

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成23年7月12日から平成24年1月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ステート・ストリートUSボンド・オープン（為替ヘッジあり）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成23年 7月11日現在)	当期 (平成24年 1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,862	818,727
親投資信託受益証券	12,229,454	18,861,927
派生商品評価勘定	56,157	224,167
未収入金	4,994	233,933
未収利息	-	1
流動資産合計	12,302,467	20,138,755
資産合計	12,302,467	20,138,755
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	353	1,158
未払収益分配金	41,994	66,480
未払解約金	4,993	1,037,204
未払受託者報酬	442	634
未払委託者報酬	6,601	9,472
その他未払費用	99	150
流動負債合計	54,482	1,115,098
負債合計	54,482	1,115,098
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 11,998,555	¹ 18,994,388
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	249,430	29,269
（分配準備積立金）	239,696	343,090
元本等合計	12,247,985	19,023,657
純資産合計	12,247,985	19,023,657
負債純資産合計	12,302,467	20,138,755

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成23年 2月10日 至 平成23年 7月11日	当期 自 平成23年 7月12日 至 平成24年 1月10日
営業収益		
受取利息	107	38
有価証券売買等損益	192,884	389,121
為替差損益	240,000	493,638
営業収益合計	432,991	104,555
営業費用		
受託者報酬	2,077	3,104
委託者報酬	1 31,074	1 46,355
その他費用	470	715
営業費用合計	33,621	50,174
営業利益	399,370	54,381
経常利益	399,370	54,381
当期純利益	399,370	54,381
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,504	7,672
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	249,430
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,527	63,096
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	8,849
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,527	54,247
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,013	7,653
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,013	6,480
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,173
分配金	2 167,958	2 322,313
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	249,430	29,269

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間 平成23年7月10日が休日のため、当特定期間は平成23年7月12日から平成24年1月10日までとなっております。

(追加情報)

当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 (平成23年 7月11日現在)	当期 (平成24年 1月10日現在)
1 期首元本額	9,990,000円	11,998,555円
期中追加設定元本額	2,552,829円	8,802,471円
期中一部解約元本額	544,274円	1,806,638円
2 受益権の総数	11,998,555口	18,994,388口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 平成23年 2月10日 至 平成23年 7月11日	当期 自 平成23年 7月12日 至 平成24年 1月10日

1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.11%の額	同左
2 分配金の計算過程	（平成23年2月10日から平成23年4月11日までの計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（78,722円）及び収益調整金（8,529円）より分配対象収益は87,251円（1万口当たり72円）であり、うち42,026円（1万口当たり35円）を分配金額としております。 （平成23年4月12日から平成23年5月10日までの計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（44,378円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（201,061円）、収益調整金（13,864円）及び分配準備積立金（36,641円）より分配対象収益は295,944円（1万口当たり246円）であり、うち41,979円（1万口当たり35円）を分配金額としております。 （平成23年5月11日から平成23年6月10日までの計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（46,999円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（3,794円）、収益調整金（14,117円）及び分配準備積立金（239,738円）より分配対象収益は304,648円（1万口当たり254円）であり、うち41,959円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（平成23年7月12日から平成23年8月10日までの計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（42,785円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（131,737円）、収益調整金（24,389円）及び分配準備積立金（234,059円）より分配対象収益は432,970円（1万口当たり369円）であり、うち41,028円（1万口当たり35円）を分配金額としております。 （平成23年8月11日から平成23年9月12日までの計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（43,973円）、収益調整金（22,544円）及び分配準備積立金（367,553円）より分配対象収益は434,070円（1万口当たり369円）であり、うち41,142円（1万口当たり35円）を分配金額としております。 （平成23年9月13日から平成23年10月11日までの計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（41,041円）、収益調整金（65,922円）及び分配準備積立金（370,089円）より分配対象収益は477,052円（1万口当たり366円）であり、うち45,537円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

	（平成23年6月11日から平成23年7月11日までの計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（41,659円）、収益調整金（21,251円）及び分配準備積立金（240,031円）より分配対象収益は302,941円（1万口当たり252円）であり、うち41,994円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	（平成23年10月12日から平成23年11月10日までの計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（55,457円）、収益調整金（230,865円）及び分配準備積立金（365,422円）より分配対象収益は651,744円（1万口当たり367円）であり、うち62,141円（1万口当たり35円）を分配金額としております。 （平成23年11月11日から平成23年12月12日までの計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（60,471円）、収益調整金（285,740円）及び分配準備積立金（357,824円）より分配対象収益は704,035円（1万口当たり373円）であり、うち65,985円（1万口当たり35円）を分配金額としております。 （平成23年12月13日から平成24年1月10日までの計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（80,553円）、収益調整金（322,282円）及び分配準備積立金（329,017円）より分配対象収益は731,852円（1万口当たり385円）であり、うち66,480円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
--	---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1	金融商品に対する取組方針 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク及び信用リスクに晒されております。 デリバティブ取引には、外貨建資産の為替変動リスクを回避するために利用している為替予約取引があり、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。

3	金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。
---	----------------	---

金融商品の時価等に関する事項

区分		前期 (平成23年 7月11日現在)	当期 (平成24年 1月10日現在)
1	貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

3	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
---	-------------------------	--	----

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	前期 （平成23年 7月11日現在）	当期 （平成24年 1月10日現在）
	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	93,126	3,110
合 計	93,126	3,110

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区分	種 類	前期（平成23年 7月11日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	615,000	—	614,651	349
	売建				
	アメリカ・ドル	12,763,939	—	12,707,786	56,153
合 計		13,378,939	—	13,322,437	55,804

（単位：円）

区分	種 類	当期（平成24年 1月10日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	353,000	—	352,952	48
	売建				
	アメリカ・ドル	19,220,543	—	18,997,486	223,057
合 計		19,573,543	—	19,350,438	223,009

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成23年 2月10日 至 平成23年 7月11日	当期 自 平成23年 7月12日 至 平成24年 1月10日
該当する事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 (平成23年 7月11日現在)	当期 (平成24年 1月10日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0208円 (10,208円)	1.0015円 (10,015円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当する事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド	19,029,386	18,861,927	
合計		19,029,386	18,861,927	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

[次へ](#)

< 参考 >

当ファンドは「ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成23年 7月11日現在)	(平成24年 1月10日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		48,486,808	103,665,570
コール・ローン		37,190,124	42,252,108
社債券		12,384,266,608	10,133,056,151
派生商品評価勘定		40	1
未収利息		162,838,408	130,351,159
前払費用		7,293,892	2,296,641
流動資産合計		12,640,075,880	10,411,621,630
資産合計		12,640,075,880	10,411,621,630
負債の部			
流動負債			
未払金		16,129,124	7,594,075
未払解約金		4,994	233,933
流動負債合計		16,134,118	7,828,008
負債合計		16,134,118	7,828,008
純資産の部			
元本等			
元本	1	12,325,050,434	10,496,588,521
剰余金			
剰余金又は欠損金()	3	298,891,328	92,794,899
元本等合計		12,623,941,762	10,403,793,622
純資産合計		12,623,941,762	10,403,793,622
負債純資産合計		12,640,075,880	10,411,621,630

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月6日から、翌年3月5日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
-------------------	--

2 デリバティブ等の 評価基準及び評価 方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3 その他財務諸表作 成のための基本と なる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（追加情報）

当期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	（平成23年 7月11日現在）	（平成24年 1月10日現在）
1 期首元本額	12,223,308,174円	12,325,050,434円
期中追加設定元本額	263,093,448円	510,181,656円
期中一部解約元本額	161,351,188円	2,338,643,569円
元本の内訳 ファンド名		
ステート・ストリート米国社債イン デックス・ファンド／為替ヘッジ付き ＜適格機関投資家限定＞	2,040,298,740円	1,259,756円
ステート・ストリート米国社債イン デックス・ファンド／為替ヘッジ付き （年金）＜適格機関投資家限定＞	5,460,750,897円	5,669,573,285円
ステート・ストリート米国社債イン デックス・ファンド（年金）＜適格機 関投資家限定＞	4,812,061,468円	4,806,726,094円
ステート・ストリートUSボンド・ オープン（為替ヘッジあり）	11,939,329円	19,029,386円
計	12,325,050,434円	10,496,588,521円
2 受益権の総数	12,325,050,434口	10,496,588,521口
3 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、そ の差額は92,794,899円であり ます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1	金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（３）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク及び信用リスクに晒されております。 デリバティブ取引には、外貨建資産の為替変動リスクを回避するために利用している為替予約取引があり、為替変動リスク等の市場リスク及び、カウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。
3	金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

金融商品の時価等に関する事項

区分	（平成23年 7月11日現在）	（平成24年 1月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	(2)有価証券 売買目的有価証券 同左
		(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左
		金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	（平成23年 7月11日現在）	（平成24年 1月10日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
社債券	171,857,749	73,984,443
合計	171,857,749	73,984,443

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までを指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区分	種 類	（平成23年 7月11日現在）		
		契 約 額 等	時 価	評価損益
		うち1年超		

市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	42,900	—	42,860	40
合 計		42,900	—	42,860	40

(単位：円)

区 分	種 類	(平成24年 1月10日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	56,989	—	56,988	1
合 計		56,989	—	56,988	1

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成23年 2月10日 至 平成23年 7月11日	自 平成23年 7月12日 至 平成24年 1月10日
該当する事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

	(平成23年 7月11日現在)	(平成24年 1月10日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0243円 (10,243円)	0.9912円 (9,912円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

該当する事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	アメリカ・ドル	3M COMPANY 4.375% 13/08/15	100,000	106,216.00	
		ABBEEY NATL TREASURY SERV 4% 16/04/27	150,000	139,101.00	
		ABBOTT LABORATORIES 2.7% 15/05/27	200,000	210,470.00	
		ABBOTT LABORATORIES 5.125% 19/04/01	200,000	234,764.00	
		ABBOTT LABORATORIES 5.875% 16/05/15	100,000	117,625.00	
		ACE INA HOLDINGS 5.6% 15/05/15	100,000	111,412.00	
		ACE INA HOLDINGS 5.7% 17/02/15	100,000	115,254.00	
		ACUITY BRANDS LIGHTING 6% 19/12/15	75,000	83,964.00	
		ADOBE SYSTEMS INC 3.25% 15/02/01	100,000	104,872.00	
		ADOBE SYSTEMS INC 4.75% 20/02/01	35,000	38,148.95	
		AEGON NV 4.625% 15/12/01	100,000	103,577.00	
		AETNA INC 6% 16/06/15	75,000	86,470.50	
		AETNA INC 6.5% 18/09/15	100,000	121,761.00	
		AFLAC INC 8.5% 19/05/15	50,000	61,817.50	
		AGILENT TECHNOLOGIES INC 5.5% 15/09/14	175,000	193,856.25	
		AGL CAPITAL CORP 5.25% 19/08/15	150,000	166,729.50	
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS 4.375% 19/08/21	50,000	56,053.00	
		AIRGAS INC 2.85% 13/10/01	50,000	50,928.50	
		ALABAMA POWER CO 5.8% 13/11/15	85,000	92,510.60	
		ALCOA INC 5.72% 19/02/23	250,000	258,382.50	
		ALCOA INC 6% 13/07/15	100,000	106,380.00	
		ALLERGAN INC 5.75% 16/04/01	150,000	173,496.00	
		ALLIED WASTE NORTH AMER 6.875% 17/06/01	150,000	158,812.50	
		ALLIED WORLD ASSURANCE 7.5% 16/08/01	100,000	112,788.00	
		ALLSTATE CORP/THE 5% 14/08/15	200,000	215,984.00	
		ALLSTATE LF GLB FN TRST 5.375% 13/04/30	100,000	105,531.00	
		ALTRIA GROUP INC 8.5% 13/11/10	100,000	113,160.00	
		ALTRIA GROUP INC 9.25% 19/08/06	150,000	201,088.49	
		ALTRIA GROUP INC 9.7% 18/11/10	300,000	404,657.99	
		AMER AIRLN PT TRST 09-1A 10.375% 19/07/02	89,816	95,654.24	
		AMER EXPRESS CREDIT CO 5.3% 15/12/02	150,000	164,214.00	
		AMER EXPRESS CREDIT CO 7.3% 13/08/20	150,000	162,774.00	
		AMEREN CORPORATION 8.875% 14/05/15	125,000	139,967.50	
		AMEREN ILLINOIS CO 6.25% 18/04/01	100,000	115,298.00	
		AMERICA MOVIL SAB 5.5% 14/03/01	100,000	107,941.00	
		AMERICA MOVIL SAB DE CV 3.625% 15/03/30	100,000	104,829.00	
		AMERICA MOVIL SAB DE CV 5% 20/03/30	250,000	276,377.50	
		AMERICAN EXPRESS 6.15% 17/08/28	450,000	518,328.00	

AMERICAN EXPRESS BK FSB 5.5% 13/04/16	100,000	104,554.00	
AMERICAN EXPRESS CO 7.25% 14/05/20	200,000	223,750.00	
AMERICAN EXPRESS CO 8.125% 19/05/20	150,000	194,185.49	
AMERICAN INTL GROUP 4.25% 13/05/15	100,000	99,998.00	
AMERICAN INTL GROUP 5.05% 15/10/01	200,000	196,236.00	
AMERICAN INTL GROUP 5.85% 18/01/16	200,000	197,602.00	
AMERICAN INTL GROUP 8.25% 18/08/15	250,000	267,052.50	
AMERICAN TOWER CORP 4.625% 15/04/01	50,000	52,070.50	
AMERICAN TOWER CORP 7% 17/10/15	100,000	112,868.00	
AMERIPRISE FINANCIAL INC 7.3% 19/06/28	150,000	178,881.00	
AMERISOURCEBERGEN CORP 4.875% 19/11/15	75,000	83,593.50	
AMGEN INC 1.875% 14/11/15	150,000	151,374.00	
AMGEN INC 3.45% 20/10/01	100,000	98,956.00	
AMGEN INC 4.5% 20/03/15	200,000	211,044.00	
AMGEN INC 5.85% 17/06/01	150,000	173,607.00	
ANADARKO PETROLEU 5.95% 16/09/15	350,000	398,951.00	
ANADARKO PETROLEUM CORP 7.625% 14/03/15	50,000	55,697.00	
ANALOG DEVICES 3% 16/04/15	100,000	105,355.00	
ANGLOGOLD HOLDINGS PLC 5.375% 20/04/15	50,000	49,422.00	
ANHEUSER-BUSCH CO 5.6% 17/03/01	75,000	88,150.50	
ANHEUSER-BUSCH COS INC 5% 19/03/01	100,000	112,144.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 1.5% 14/07/14	100,000	101,239.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 4.125% 15/01/15	200,000	215,908.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 5% 20/04/15	150,000	171,912.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 5.375% 20/01/15	75,000	87,655.50	
ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 6.875% 19/11/15	150,000	188,665.50	
AON CORP 5% 20/09/30	100,000	109,527.00	
APACHE CORP 5.625% 17/01/15	150,000	178,461.00	
APPLIED MATERIALS INC 4.3% 21/06/15	100,000	107,120.00	
ARCELORMITTAL 9.85% 19/06/01	250,000	280,710.00	
ARCELORMITTAL USA INC 6.5% 14/04/15	225,000	237,771.00	
ARCHER-DANIELS-MI 5.45% 18/03/15	75,000	88,738.50	
ARISTOTLE HOLDING INC 4.75% 21/11/15	200,000	208,620.00	
ARIZONA PUBLIC SERVICE 8.75% 19/03/01	100,000	127,018.00	
ARROW ELECTRONICS INC 6% 20/04/01	100,000	106,594.00	
ASTRAZENECA PLC 5.9% 17/09/15	175,000	211,636.25	
AT&T INC 2.4% 16/08/15	150,000	153,675.00	
AT&T INC 3.875% 21/08/15	30,000	31,762.20	
AT&T INC 4.45% 21/05/15	100,000	110,191.00	
AT&T INC 4.85% 14/02/15	100,000	107,975.00	
AT&T INC 5.1% 14/09/15	300,000	331,140.00	
AT&T INC 5.5% 18/02/01	250,000	291,255.00	
AT&T INC 5.625% 16/06/15	250,000	286,582.50	
AT&T INC 5.8% 19/02/15	200,000	236,088.00	

ATMOS ENERGY CORP 8.5% 19/03/15	100,000	131,401.00	
AUTOZONE INC 4% 20/11/15	100,000	102,926.00	
AUTOZONE INC 6.5% 14/01/15	75,000	82,316.25	
AVALONBAY COMMUNITIES 5.7% 17/03/15	50,000	56,014.50	
AVERY DENNISON CORP 5.375% 20/04/15	120,000	122,515.20	
AVNET INC 6% 15/09/01	75,000	83,061.00	
AVON PRODUCTS INC 6.5% 19/03/01	50,000	56,335.00	
AXIS SPECIALTY FINANCE 5.875% 20/06/01	100,000	104,121.00	
BAKER HUGHES INC 7.5% 18/11/15	100,000	131,590.00	
BALTIMORE GAS & E 5.9% 16/10/01	100,000	116,296.00	
BALTIMORE GAS & ELECTRIC 3.5% 21/11/15	100,000	101,582.00	
BANCOLOMBIA SA 5.95% 21/06/03	125,000	127,187.50	
BANK OF AMERICA CORP 4.5% 15/04/01	500,000	489,060.00	
BANK OF AMERICA CORP 5.625% 20/07/01	500,000	476,205.00	
BANK OF AMERICA CORP 5.65% 18/05/01	400,000	386,180.00	
BANK OF AMERICA CORP 6.5% 16/08/01	600,000	604,872.00	
BANK OF AMERICA CORP 7.375% 14/05/15	500,000	524,670.00	
BANK OF AMERICA CORP 7.625% 19/06/01	350,000	368,585.00	
BANK OF MONTREAL 2.125% 13/06/28	50,000	50,778.50	
BANK OF NEW YORK MELLON 2.5% 16/01/15	100,000	101,913.00	
BANK OF NEW YORK MELLON 4.5% 13/04/01	100,000	104,395.00	
BANK OF NEW YORK MELLON 5.45% 19/05/15	250,000	283,385.00	
BANK OF NOVA SCOTIA 2.05% 15/10/07	200,000	201,326.00	
BANK OF NOVA SCOTIA 2.25% 13/01/22	100,000	101,440.00	
BANK OF NOVA SCOTIA 2.375% 13/12/17	100,000	102,336.00	
BANK OF NOVA SCOTIA 2.9% 16/03/29	100,000	102,674.00	
BANK OF NOVA SCOTIA 3.4% 15/01/22	100,000	105,041.00	
BARCLAYS BANK PLC 2.375% 14/01/13	100,000	98,051.00	
BARCLAYS BANK PLC 3.9% 15/04/07	350,000	351,942.50	
BARCLAYS BANK PLC 5.125% 20/01/08	200,000	206,008.00	
BARCLAYS BANK PLC 5.2% 14/07/10	200,000	207,386.00	
BARRICK AUSTRALIA FINANC 4.95% 20/01/15	200,000	220,688.00	
BARRICK GOLD CORP 1.75% 14/05/30	60,000	60,676.80	
BARRICK GOLD FINANCE CO 4.875% 14/11/15	100,000	108,833.00	
BAXTER INTERNATIONAL INC 1.8% 13/03/15	20,000	20,269.20	
BAXTER INTERNATIONAL INC 4% 14/03/01	100,000	106,988.00	
BAXTER INTERNATIONAL INC 5.375% 18/06/01	100,000	117,159.00	
BB&T CORPORATION 2.05% 14/04/28	100,000	101,414.00	
BB&T CORPORATION 3.2% 16/03/15	100,000	104,490.00	
BB&T CORPORATION 5.7% 14/04/30	100,000	109,274.00	
BB&T CORPORATION 6.85% 19/04/30	50,000	60,921.00	
BBVA US SENIOR SA UNIPER 3.25% 14/05/16	100,000	95,240.00	
BEAR STEARNS COS 6.4% 17/10/02	350,000	392,728.00	
BECTON DICKINSON 5% 19/05/15	100,000	114,791.00	

BEMIS COMPANY INC 6.8% 19/08/01	50,000	59,262.00	
BERKSHIRE HATHAWAY FIN 4.25% 21/01/15	100,000	109,720.00	
BERKSHIRE HATHAWAY FIN 4.625% 13/10/15	150,000	159,484.50	
BERKSHIRE HATHAWAY FIN 5.4% 18/05/15	153,000	179,542.44	
BERKSHIRE HATHAWAY INC 3.2% 15/02/11	250,000	265,975.00	
BEST BUY CO INC 3.75% 16/03/15	100,000	97,018.00	
BHP BILLITON FIN USA LTD 1.125% 14/11/21	200,000	200,882.00	
BHP BILLITON FIN USA LTD 5.4% 17/03/29	250,000	292,135.00	
BHP BILLITON FIN USA LTD 6.5% 19/04/01	100,000	124,695.00	
BIOGEN IDEC INC 6.875% 18/03/01	50,000	60,811.00	
BLACK & DECKER 8.95% 14/04/15	75,000	86,509.50	
BLACKROCK INC 5% 19/12/10	150,000	162,727.50	
BLOCK FINANCIAL LLC 7.875% 13/01/15	50,000	52,283.00	
BNP PARIBAS 3.25% 15/03/11	150,000	142,813.50	
BNP PARIBAS 5% 21/01/15	250,000	235,782.50	
BOARDWALK PIPELINES LLC 5.75% 19/09/15	50,000	54,967.50	
BOEING CAPITAL CORP 4.7% 19/10/27	100,000	113,289.00	
BOEING CO 3.5% 15/02/15	50,000	53,625.00	
BOEING CO 5% 14/03/15	150,000	163,975.50	
BOEING CO 8.75% 21/08/15	100,000	144,903.99	
BOSTON PROPERTIES LP 5.875% 19/10/15	275,000	307,914.75	
BOSTON SCIENTIFIC CORP 4.5% 15/01/15	150,000	157,684.50	
BOSTON SCIENTIFIC CORP 6% 20/01/15	100,000	111,343.00	
BOTTLING GROUP LLC 5.125% 19/01/15	100,000	116,013.00	
BOTTLING GROUP LLC 6.95% 14/03/15	100,000	112,271.00	
BP CAPITAL MARKETS PLC 2.248% 16/11/01	150,000	152,031.00	
BP CAPITAL MARKETS PLC 3.125% 15/10/01	100,000	105,317.00	
BP CAPITAL MARKETS PLC 3.875% 15/03/10	250,000	267,500.00	
BP CAPITAL MARKETS PLC 4.742% 21/03/11	150,000	169,896.00	
BP CAPITAL MARKETS PLC 5.25% 13/11/07	200,000	214,802.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO 5.45% 18/05/01	75,000	90,293.25	
BRITISH TELECOM PLC 5.15% 13/01/15	100,000	103,789.00	
BROWN-FORMAN CORPORATION 2.5% 16/01/15	50,000	51,170.00	
BUCKEYE PARTNERS LP 4.875% 21/02/01	100,000	104,961.00	
BUNGE LIMITED FINANCE CO 8.5% 19/06/15	150,000	183,684.00	
BURLINGTN NORTH SANTA FE 7% 14/02/01	150,000	167,826.00	
CA INC 6.125% 14/12/01	75,000	83,237.25	
CAMDEN PROPERTY TRUST 4.625% 21/06/15	100,000	100,110.00	
CAMPBELL SOUP CO 3.375% 14/08/15	100,000	105,989.00	
CAMPBELL SOUP COMPANY 4.875% 13/10/01	75,000	80,210.25	
CANADIAN IMPERIAL BANK 1.45% 13/09/13	200,000	200,764.00	
CANADIAN NATIONAL 4.4% 13/03/15	100,000	104,179.00	
CANADIAN NATL RAILWAY 5.55% 19/03/01	100,000	120,470.00	
CANADIAN NATL RESOURCES 5.7% 17/05/15	150,000	177,222.00	
CANADIAN PACIFIC RR CO 7.25% 19/05/15	86,000	100,464.34	
CAPITAL ONE BANK USA NA 8.8% 19/07/15	100,000	116,333.00	

CAPITAL ONE FINANCIAL CO 7.375% 14/05/23	250,000	276,835.00	
CARDINAL HEALTH INC 5.5% 13/06/15	100,000	105,913.00	
CAREFUSION CORP 6.375% 19/08/01	100,000	117,412.00	
CATERPILLAR FIN SERV CRP 4.75% 15/02/17	350,000	386,445.50	
CATERPILLAR FIN SERV CRP 5.45% 18/04/15	150,000	176,041.50	
CATERPILLAR FINANCIAL SE 1.125% 14/12/15	150,000	150,937.50	
CATERPILLAR FINANCIAL SE 1.55% 13/12/20	50,000	50,867.50	
CATERPILLAR FINANCIAL SE 2.05% 16/08/01	100,000	102,763.00	
CATERPILLAR FINANCIAL SE 6.125% 14/02/17	100,000	110,613.00	
CBS CORP 5.75% 20/04/15	15,000	17,101.35	
CBS CORP 8.875% 19/05/15	150,000	192,690.00	
CELLCO PART/VERI WIRELSS 5.55% 14/02/01	150,000	163,518.00	
CELLCO PART/VERI WIRELSS 8.5% 18/11/15	200,000	273,646.00	
CELULOSA ARAUCO CONSTITU 7.25% 19/07/29	150,000	177,409.50	
CENOVUS ENERGY INC 4.5% 14/09/15	100,000	108,143.00	
CENTERPOINT ENER HOUSTON 7% 14/03/01	50,000	56,155.50	
CENTERPOINT ENERG 7.875% 13/04/01	100,000	107,610.00	
CENTERPOINT ENERGY INC 6.5% 18/05/01	70,000	81,635.40	
CENTURYLINK INC 5% 15/02/15	150,000	151,746.00	
CENTURYLINK INC 6.45% 21/06/15	250,000	251,560.00	
CHARLES SCHWAB CORP 4.95% 14/06/01	100,000	108,429.00	
CHEVRON CORP 4.95% 19/03/03	250,000	295,020.00	
CHUBB CORP 5.75% 18/05/15	75,000	89,302.50	
CIGNA CORP 4.5% 21/03/15	100,000	102,183.00	
CISCO SYSTEMS INC 2.9% 14/11/17	75,000	79,300.50	
CISCO SYSTEMS INC 4.45% 20/01/15	150,000	170,643.00	
CISCO SYSTEMS INC 4.95% 19/02/15	100,000	115,548.00	
CISCO SYSTEMS INC 5.5% 16/02/22	250,000	290,795.00	
CITIGROUP INC 4.75% 15/05/19	500,000	510,610.00	
CITIGROUP INC 5.125% 14/05/05	150,000	154,563.00	
CITIGROUP INC 5.375% 20/08/09	200,000	204,470.00	
CITIGROUP INC 5.5% 13/04/11	250,000	256,195.00	
CITIGROUP INC 5.5% 17/02/15	250,000	253,070.00	
CITIGROUP INC 6.01% 15/01/15	550,000	580,008.00	
CITIGROUP INC 6.125% 17/11/21	500,000	529,240.00	
CITIGROUP INC 6.125% 18/05/15	250,000	263,425.00	
CITIGROUP INC 8.5% 19/05/22	100,000	118,082.00	
CLIFFS NATURAL RESOURCES 4.8% 20/10/01	100,000	99,922.00	
CLOROX COMPANY 3.55% 15/11/01	100,000	106,346.00	
CME GROUP INC 5.4% 13/08/01	100,000	106,765.00	

CNA FINANCIAL CORP 5.75% 21/08/15	30,000	30,462.00	
CNA FINANCIAL CORP 5.85% 14/12/15	50,000	52,639.00	
CNA FINANCIAL CORP 7.35% 19/11/15	45,000	50,119.20	
COCA-COLA CO/THE 0.75% 13/11/15	100,000	100,186.00	
COCA-COLA CO/THE 1.5% 15/11/15	150,000	151,921.50	
COCA-COLA CO/THE 1.8% 16/09/01	120,000	122,032.80	
COCA-COLA CO/THE 3.15% 20/11/15	150,000	156,960.00	
COCA-COLA CO/THE 3.3% 21/09/01	100,000	105,580.00	
COCA-COLA ENTERPRISES 2.125% 15/09/15	100,000	101,657.00	
COCA-COLA ENTERPRISES 3.5% 20/09/15	100,000	103,173.00	
COCA-COLA HBC FINANCE BV 5.125% 13/09/17	50,000	52,612.50	
COLGATE PALMOLIVE CO 3.15% 15/08/05	75,000	80,864.25	
COLGATE-PALMOLIVE CO 2.45% 21/11/15	100,000	99,219.00	
COLORADO INTERSTATE GAS 6.8% 15/11/15	100,000	114,692.00	
COMCAST CABLE COM 8.375% 13/03/15	100,000	108,594.00	
COMCAST CORP 4.95% 16/06/15	200,000	221,988.00	
COMCAST CORP 5.3% 14/01/15	150,000	161,862.00	
COMCAST CORP 5.7% 19/07/01	50,000	58,210.00	
COMCAST CORP 6.3% 17/11/15	100,000	118,612.00	
COMCAST CORP 6.5% 17/01/15	150,000	177,375.00	
COMERICA INC 3% 15/09/16	100,000	102,578.00	
COMMONWEALTH EDISON 4% 20/08/01	150,000	162,063.00	
COMPUTER SCIENCES CORP 6.5% 18/03/15	100,000	98,000.00	
CONAGRA FOODS INC 5.819% 17/06/15	100,000	111,936.00	
CONNECTICUT LIGHT & PWR 5.5% 19/02/01	75,000	87,044.25	
CONOCOPHILLIPS 4.75% 14/02/01	300,000	323,769.00	
CONOCOPHILLIPS 5.75% 19/02/01	150,000	180,480.00	
CONOCOPHILLIPS 6% 20/01/15	100,000	123,542.00	
CONS EDISON CO OF NY 7.125% 18/12/01	125,000	160,599.99	
CONSUMERS ENERGY COMPANY 6.125% 19/03/15	100,000	120,679.00	
COOPER US INC 2.375% 16/01/15	100,000	101,860.00	
CORNELL UNIVERSITY 5.45% 19/02/01	75,000	89,529.00	
CORNING INC 4.25% 20/08/15	35,000	37,039.10	
COSTCO WHOLESALE CORP 5.5% 17/03/15	100,000	119,342.00	
COVENTRY HEALTH CARE INC 5.45% 21/06/15	150,000	165,570.00	
COVIDIEN INTERNAT 6% 17/10/15	150,000	178,821.00	
COX COMMUNICATION 5.45% 14/12/15	100,000	111,027.00	
CR BARD INC 4.4% 21/01/15	100,000	111,313.00	
CREDIT SUISSE 5.4% 20/01/14	350,000	334,449.50	
CREDIT SUISSE FB USA INC 4.875% 15/01/15	250,000	260,860.00	
CREDIT SUISSE FB USA INC 5.125% 14/01/15	250,000	261,112.50	
CREDIT SUISSE FB USA INC 5.125% 15/08/15	150,000	158,337.00	
CREDIT SUISSE GUERNSEY 5.86% 17/05/15	400,000	332,248.00	

CREDIT SUISSE NEW YORK 5% 13/05/15	165,000	169,855.95	
CRH AMERICA INC 6% 16/09/30	250,000	266,950.00	
CSX CORP 6.25% 15/04/01	200,000	228,196.00	
CSX CORP 7.375% 19/02/01	100,000	123,959.00	
CVS CAREMARK CORP 6.6% 19/03/15	100,000	121,566.00	
CVS/CAREMARK CORP 5.75% 17/06/01	200,000	233,426.00	
CYTEC INDUSTRIES INC 6% 15/10/01	100,000	109,160.00	
DAIMLER FINANCE N 6.5% 13/11/15	100,000	108,820.00	
DANAHER CORP 3.9% 21/06/23	100,000	109,631.00	
DANAHER CORP 5.4% 19/03/01	50,000	59,385.50	
DARDEN RESTAURANT 6.2% 17/10/15	75,000	85,721.25	
DEERE & COMPANY 4.375% 19/10/16	100,000	111,358.00	
DELHAIZE GROUP 5.875% 14/02/01	50,000	54,142.50	
DELL INC 4.625% 21/04/01	150,000	164,307.00	
DELL INC 4.7% 13/04/15	100,000	104,616.00	
DELTA AIR LINES 2010-2A 4.95% 19/05/23	95,322	96,513.29	
DENTSPLY INTERNATIONAL 4.125% 21/08/15	100,000	102,854.00	
DEUTSCHE BANK AG LONDON 2.375% 13/01/11	75,000	74,718.00	
DEUTSCHE BANK AG LONDON 4.875% 13/05/20	250,000	256,112.50	
DEUTSCHE BANK AG LONDON 6% 17/09/01	350,000	392,658.00	
DEUTSCHE TELEKOM 5.25% 13/07/22	100,000	105,023.00	
DEUTSCHE TELEKOM INT FIN 4.875% 14/07/08	100,000	106,428.00	
DEUTSCHE TELEKOM INT FIN 5.75% 16/03/23	200,000	222,438.00	
DEVON ENERGY CORPORATION 5.625% 14/01/15	100,000	109,177.00	
DIAGEO CAPITAL PL 5.75% 17/10/23	50,000	59,610.50	
DIAGEO CAPITAL PLC 5.2% 13/01/30	50,000	52,330.50	
DIAGEO FINANCE BV 5.3% 15/10/28	200,000	227,362.00	
DIAGEO FINANCE BV 5.5% 13/04/01	50,000	52,815.00	
DIAMOND OFFSHORE DRILL 5.875% 19/05/01	100,000	115,461.00	
DIGITAL REALTY TRUST LP 5.25% 21/03/15	100,000	101,081.00	
DIRECTV HOLDINGS LLC 3.55% 15/03/15	100,000	104,060.00	
DIRECTV HOLDINGS LLC 5.2% 20/03/15	100,000	107,282.00	
DIRECTV HOLDINGS/FING 5% 21/03/01	250,000	266,205.00	
DIRECTV HOLDINGS/FING 7.625% 16/05/15	150,000	159,187.50	
DISCOVER FINANCIAL SVS 10.25% 19/07/15	83,000	100,655.76	
DISCOVERY COMMUNICATIONS 5.05% 20/06/01	150,000	166,075.50	
DISCOVERY COMMUNICATIONS 5.625% 19/08/15	50,000	56,743.00	
DOMINION RESOURCES INC 1.95% 16/08/15	150,000	151,045.50	
DOMINION RESOURCES INC 5.2% 19/08/15	250,000	286,902.50	
DOVER CORP 4.3% 21/03/01	100,000	111,930.00	
DOW CHEMICAL CO/THE 4.25% 20/11/15	100,000	104,804.00	
DOW CHEMICAL CO/THE 8.55% 19/05/15	200,000	261,245.99	

DOW CHEMICAL COMPANY 5.7% 18/05/15	150,000	166,767.00	
DOW CHEMICAL COMPANY 7.6% 14/05/15	100,000	112,924.00	
DR PEPPER SNAPPLE GROUP 2.6% 19/01/15	100,000	99,296.00	
DTE ENERGY COMPANY 7.625% 14/05/15	75,000	85,158.00	
DUKE ENERGY CAROLINAS 1.75% 16/12/15	100,000	100,987.00	
DUKE ENERGY CAROLINAS 7% 18/11/15	100,000	128,619.00	
DUKE ENERGY CORP 3.35% 15/04/01	100,000	106,393.00	
DUKE ENERGY CORP 6.3% 14/02/01	100,000	110,247.00	
DUKE ENERGY INDIANA INC 3.75% 20/07/15	150,000	160,018.50	
DUKE REALTY LP 6.75% 20/03/15	25,000	27,904.25	
DUKE REALTY LP 8.25% 19/08/15	100,000	119,200.00	
DUN & BRADSTREET CORP 2.875% 15/11/15	55,000	56,445.40	
E. I. DU PONT DE NEMOURS 3.625% 21/01/15	100,000	107,768.00	
EATON CORP 5.95% 14/03/20	15,000	16,490.85	
EATON VANCE CORP 6.5% 17/10/02	100,000	112,172.00	
EBAY INC 1.625% 15/10/15	50,000	50,304.00	
EBAY INC 3.25% 20/10/15	50,000	50,147.50	
EI DU PONT DE NEMOUR & C 3.25% 15/01/15	400,000	426,140.00	
ELI LILLY & CO 5.2% 17/03/15	100,000	116,505.00	
EMBARQ CORP 7.082% 16/06/01	150,000	163,131.00	
EMERSON ELECTRIC CO 4.125% 15/04/15	50,000	54,734.50	
EMERSON ELECTRIC CO 5% 19/04/15	100,000	116,786.00	
EMERSON ELECTRIC CO 5.375% 17/10/15	100,000	117,607.00	
ENBRIDGE ENERGY PARTNERS 5.2% 20/03/15	150,000	167,083.50	
ENBRIDGE ENERGY PARTNERS 5.875% 16/12/15	40,000	45,936.40	
ENBRIDGE INC 5.8% 14/06/15	75,000	82,465.50	
ENCANA HOLDINGS F 5.8% 14/05/01	200,000	217,260.00	
ENERGY TRANSFER P 6.7% 18/07/01	150,000	165,765.00	
ENERGY TRANSFER PARTNERS 5.95% 15/02/01	100,000	107,972.00	
ENERGY TRANSFER PARTNERS 9.7% 19/03/15	75,000	91,908.75	
ENSCO PLC 3.25% 16/03/15	100,000	102,390.00	
ENSCO PLC 4.7% 21/03/15	209,000	218,336.03	
ENTERGY TEXAS INC 7.125% 19/02/01	150,000	182,047.50	
ENTERPRISE PRODUC 5.6% 14/10/15	150,000	164,344.50	
ENTERPRISE PRODUCTS OPER 3.7% 15/06/01	150,000	157,726.50	
ENTERPRISE PRODUCTS OPER 6.3% 17/09/15	200,000	235,440.00	
EOG RESOURCES INC 2.95% 15/06/01	200,000	208,938.00	
EOG RESOURCES INC 5.625% 19/06/01	75,000	88,116.75	
EQT CORP 4.875% 21/11/15	100,000	100,887.00	
EQT CORP 8.125% 19/06/01	100,000	116,674.00	
ERP OPERATING LP 4.75% 20/07/15	200,000	206,212.00	
ERP OPERATING LP 5.125% 16/03/15	100,000	108,723.00	
ERP OPERATING LP 5.2% 13/04/01	15,000	15,547.65	
EXELON CORP 4.9% 15/06/15	150,000	161,551.50	

EXPEDIA INC 5.95% 20/08/15	100,000	101,606.00	
EXPRESS SCRIPTS INC 6.25% 14/06/15	150,000	163,381.50	
FEDEX CORP 8% 19/01/15	50,000	65,290.00	
FIFTH THIRD BANCORP 4.5% 18/06/01	100,000	99,666.00	
FIFTH THIRD BANCORP 6.25% 13/05/01	100,000	105,040.00	
FIRST HORIZON NATIONAL 5.375% 15/12/15	100,000	101,620.00	
FIRSTENERGY SOLUTIONS CO 4.8% 15/02/15	150,000	160,027.50	
FISERV INC 4.625% 20/10/01	100,000	104,109.00	
FMC CORP 5.2% 19/12/15	150,000	167,181.00	
FORTUNE BRANDS IN 5.375% 16/01/15	9,000	9,876.15	
FORTUNE BRANDS INC 6.375% 14/06/15	50,000	54,634.00	
FPL GROUP CAPITAL INC 5.35% 13/06/15	50,000	52,705.00	
FPL GROUP CAPITAL INC 7.875% 15/12/15	100,000	119,291.00	
FRANCE TELECOM 4.125% 21/09/14	150,000	150,528.00	
FRANCE TELECOM 4.375% 14/07/08	150,000	158,991.00	
FRANKLIN RESOURCES INC 2% 13/05/20	50,000	50,503.50	
FREEPORT-MCMORAN C & G 8.375% 17/04/01	150,000	158,812.50	
GAP INC/THE 5.95% 21/04/12	150,000	140,745.00	
GATX CORP 4.75% 15/05/15	50,000	53,239.50	
GENENTECH INC 4.75% 15/07/15	50,000	55,731.50	
GENERAL DYNAMICS CORP 2.25% 16/07/15	150,000	155,278.50	
GENERAL DYNAMICS CORP 5.25% 14/02/01	150,000	163,476.00	
GENERAL ELEC CAP CORP 2.1% 14/01/07	150,000	151,848.00	
GENERAL ELEC CAP CORP 2.8% 13/01/08	250,000	254,830.00	
GENERAL ELEC CAP CORP 2.95% 16/05/09	350,000	357,262.50	
GENERAL ELEC CAP CORP 3.75% 14/11/14	500,000	526,175.00	
GENERAL ELEC CAP CORP 4.625% 21/01/07	150,000	154,702.50	
GENERAL ELEC CAP CORP 4.875% 15/03/04	150,000	162,813.00	
GENERAL ELEC CAP CORP 5.375% 16/10/20	350,000	391,293.00	
GENERAL ELEC CAP CORP 5.5% 20/01/08	400,000	438,392.00	
GENERAL ELEC CAP CORP 5.55% 20/05/04	250,000	275,297.50	
GENERAL ELEC CAP CORP 5.625% 17/09/15	250,000	279,145.00	
GENERAL ELEC CAP CORP 5.9% 14/05/13	150,000	163,650.00	
GENERAL ELECTRIC 5% 13/02/01	250,000	260,752.50	
GENERAL ELECTRIC CO 5.25% 17/12/06	250,000	287,622.50	
GENERAL MILLS INC 5.7% 17/02/15	250,000	294,020.00	
GENWORTH FINANCIA 5.75% 14/06/15	100,000	98,890.00	
GENWORTH FINANCIAL INC 7.7% 20/06/15	100,000	96,639.00	
GENWORTH FINANCIAL INC 8.625% 16/12/15	75,000	78,702.00	
GENZYME CORP 3.625% 15/06/15	100,000	107,711.00	
GEORGIA POWER COMPANY 4.25% 19/12/01	100,000	110,866.00	
GEORGIA POWER COMPANY 5.4% 18/06/01	100,000	118,370.00	
GILEAD SCIENCES INC 3.05% 16/12/01	100,000	103,255.00	
GILEAD SCIENCES INC 4.5% 21/04/01	100,000	106,518.00	
GLAXOSMITHKLINE C 5.65% 18/05/15	200,000	242,726.00	
GLAXOSMITHKLINE CAP INC 4.85% 13/05/15	250,000	264,355.00	
GOLDMAN SACHS GRO 5.125% 15/01/15	150,000	154,416.00	
GOLDMAN SACHS GRO 5.625% 17/01/15	150,000	151,195.50	

GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.7% 15/08/01	300,000	294,654.00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 4.75% 13/07/15	250,000	255,150.00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 5.35% 16/01/15	200,000	205,132.00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 5.95% 18/01/18	300,000	307,743.00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 6% 14/05/01	250,000	259,717.50	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 6% 20/06/15	500,000	509,565.00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 6.15% 18/04/01	350,000	363,846.00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC 7.5% 19/02/15	250,000	276,237.50	
GOODRICH CORP 4.875% 20/03/01	100,000	113,367.00	
GOOGLE INC 3.625% 21/05/19	150,000	163,861.50	
HALLIBURTON COMPANY 3.25% 21/11/15	100,000	102,406.00	
HALLIBURTON COMPANY 6.15% 19/09/15	75,000	91,027.50	
HARRIS CORPORATION 5.95% 17/12/01	50,000	57,637.50	
HARTFORD FINL SVCS GRP 5.375% 17/03/15	100,000	100,593.00	
HARTFORD FINL SVCS GRP 5.5% 20/03/30	100,000	100,978.00	
HASBRO INC 6.125% 14/05/15	50,000	54,486.00	
HCC Insurance Holdings I 6.3% 19/11/15	50,000	54,237.50	
HCP INC 2.7% 14/02/01	60,000	59,913.60	
HCP INC 5.625% 17/05/01	100,000	107,338.00	
HCP INC 6.7% 18/01/30	100,000	111,056.00	
HEALTH CARE REIT 6% 13/11/15	75,000	78,657.00	
HEALTH CARE REIT INC 6.125% 20/04/15	100,000	104,026.00	
HEALTHCARE REALTY TRUST 6.5% 17/01/17	50,000	53,676.50	
HERSHEY COMPANY 4.125% 20/12/01	100,000	111,106.00	
HESS CORP 8.125% 19/02/15	75,000	96,016.49	
HEWLETT-PACKARD CO 2.2% 15/12/01	300,000	298,170.00	
HEWLETT-PACKARD CO 3.75% 20/12/01	150,000	147,654.00	
HEWLETT-PACKARD CO 4.75% 14/06/02	100,000	105,905.00	
HEWLETT-PACKARD CO 5.5% 18/03/01	150,000	166,824.00	
HEWLETT-PACKARD CO 6.125% 14/03/01	500,000	540,740.00	
HOME DEPOT INC 4.4% 21/04/01	100,000	113,092.00	
HOME DEPOT INC 5.4% 16/03/01	250,000	289,707.50	
HONEYWELL INTERNATIONAL 3.875% 14/02/15	150,000	159,942.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL 5% 19/02/15	150,000	173,595.00	
HOSPIRA INC 6.4% 15/05/15	50,000	54,027.50	
HOSPITALITY PROP TRUST 7.875% 14/08/15	150,000	162,829.50	
HRPT PROPERTIES TRUST 6.25% 17/06/15	75,000	79,218.00	
HSBC BANK USA NA 4.875% 20/08/24	150,000	142,048.50	
HSBC FINANCE CORP 4.75% 13/07/15	150,000	153,490.50	
HSBC FINANCE CORP 5% 15/06/30	200,000	206,706.00	
HSBC FINANCE CORP 5.25% 14/01/15	100,000	102,587.00	
HSBC FINANCE CORP 6.676% 21/01/15	357,000	365,871.45	
HUMANA INC. 6.3% 18/08/01	75,000	83,688.75	
HUSKY ENERGY INC 5.9% 14/06/15	100,000	109,066.00	
IBM CORP 1% 13/08/05	200,000	201,562.00	
IBM CORP 1.95% 16/07/22	100,000	102,889.00	
IBM CORP 2.1% 13/05/06	100,000	102,033.00	

IBM CORP 5.7% 17/09/14	200,000	241,984.00	
IBM CORP 7.625% 18/10/15	250,000	338,639.99	
ILLINOIS TOOL WORKS INC 6.25% 19/04/01	174,000	213,494.52	
INDIANA MICHIGAN POWER 7% 19/03/15	150,000	183,474.00	
INGERSOLL-RAND GL HLD CO 9.5% 14/04/15	130,000	151,174.40	
INTEL CORP 1.95% 16/10/01	100,000	102,775.00	
INTEL CORP 3.3% 21/10/01	50,000	52,286.50	
INTERNATIONAL BUS 7.5% 13/06/15	50,000	54,851.50	
INTL PAPER CO 7.4% 14/06/15	150,000	166,566.00	
INTL PAPER CO 7.95% 18/06/15	50,000	61,278.00	
INTL PAPER CO 9.375% 19/05/15	100,000	130,109.00	
JEFFERIES GROUP INC 3.875% 15/11/09	150,000	135,000.00	
JEFFERIES GROUP INC 8.5% 19/07/15	100,000	102,000.00	
JEFFERSON-PILOT CORP 4.75% 14/01/30	100,000	104,472.00	
JOHN DEERE CAPITAL CORP 2.8% 17/09/18	100,000	105,151.00	
JOHN DEERE CAPITAL CORP 3.9% 21/07/12	100,000	109,645.00	
JOHN DEERE CAPITAL CORP 4.5% 13/04/03	250,000	261,477.50	
JOHNS HOPKINS UNIVERSITY 5.25% 19/07/01	50,000	59,165.50	
JOHNSON & JOHNSON 5.55% 17/08/15	250,000	301,560.00	
JOHNSON CONTROLS INC 5% 20/03/30	175,000	194,122.25	
JPMORGAN CHASE & 4.75% 15/03/01	200,000	212,504.00	
JPMORGAN CHASE & CO 3.7% 15/01/20	250,000	258,347.50	
JPMORGAN CHASE & CO 4.25% 20/10/15	250,000	250,712.50	
JPMORGAN CHASE & CO 4.4% 20/07/22	250,000	252,477.50	
JPMORGAN CHASE & CO 4.65% 14/06/01	200,000	211,574.00	
JPMORGAN CHASE & CO 4.875% 14/03/15	250,000	260,717.50	
JPMORGAN CHASE & CO 4.95% 20/03/25	150,000	158,155.50	
JPMORGAN CHASE & CO 5.125% 14/09/15	400,000	423,812.00	
JPMORGAN CHASE & CO 6% 18/01/15	950,000	1,067,239.50	
JPMORGAN CHASE & CO 6.125% 17/06/27	350,000	384,503.00	
KANSAS CITY POWER & LT 7.15% 19/04/01	75,000	93,354.75	
KANSAS CITY POWER 6.375% 18/03/01	100,000	116,444.00	
KELLOGG CO 4.15% 19/11/15	150,000	161,643.00	
KELLOGG CO 4.25% 13/03/06	125,000	129,708.75	
KEY BANK NA 4.95% 15/09/15	100,000	105,103.00	
KEYCORP 6.5% 13/05/14	100,000	105,710.00	
KIMBERLY-CLARK 3.625% 20/08/01	100,000	107,417.00	
KIMBERLY-CLARK 6.125% 17/08/01	125,000	152,771.25	
KIMCO REALTY CORP 5.7% 17/05/01	175,000	190,900.50	
KINDER MORGAN ENER PART 5.95% 18/02/15	100,000	114,566.00	
KINDER MORGAN ENER PART 6% 17/02/01	250,000	285,030.00	
KINDER MORGAN ENER PART 6.85% 20/02/15	150,000	175,788.00	
KRAFT FOODS INC 4.125% 16/02/09	100,000	108,516.00	
KRAFT FOODS INC 5.375% 20/02/10	450,000	517,099.50	
KRAFT FOODS INC 6% 13/02/11	150,000	157,875.00	
KROGER CO/THE 3.9% 15/10/01	150,000	162,039.00	
KROGER CO/THE 6.15% 20/01/15	150,000	180,925.50	

L-3 COMMUNICATIONS CORP 4.75% 20/07/15	100,000	98,216.00	
L-3 COMMUNICATIONS CORP 5.2% 19/10/15	75,000	75,900.75	
LAB CORP OF AMER HLDGS 4.625% 20/11/15	100,000	104,915.00	
LAZARD GROUP 6.85% 17/06/15	100,000	105,816.00	
LEXMARK INTL INC 6.65% 18/06/01	50,000	56,168.50	
LIBERTY PROPERTY 6.625% 17/10/01	75,000	84,598.50	
LIFE TECHNOLOGIES CORP 4.4% 15/03/01	50,000	51,940.50	
LIFE TECHNOLOGIES CORP 6% 20/03/01	100,000	111,488.00	
LINCOLN NATIONAL CORP 7% 16/05/17	150,000	138,000.00	
LLOYDS TSB BANK PLC 4.875% 16/01/21	350,000	346,647.00	
LOCKHEED MARTIN CORP 2.125% 16/09/15	150,000	150,223.50	
LOCKHEED MARTIN CORP 4.25% 19/11/15	100,000	105,733.00	
LORILLARD TOBACCO CO 6.875% 20/05/01	50,000	56,157.50	
LOUISVILLE GAS & ELEC 1.625% 15/11/15	100,000	100,782.00	
LOWE'S COMPANIES INC 2.125% 16/04/15	100,000	101,486.00	
LOWE'S COMPANIES INC 4.625% 20/04/15	100,000	110,955.00	
LUBRIZOL CORP 8.875% 19/02/01	50,000	68,317.49	
MACYS RETAIL HLDGS INC 5.75% 14/07/15	150,000	160,966.50	
MAGELLAN MIDSTREAM PARTN 6.55% 19/07/15	100,000	117,603.00	
MANUF & TRADERS TRUST CO 6.625% 17/12/04	250,000	287,812.50	
MANULIFE FINANCIAL CORP 3.4% 15/09/17	105,000	107,241.75	
MARATHON OIL CORP 5.9% 18/03/15	136,000	158,901.04	
MARATHON PETROLEUM CORP 5.125% 21/03/01	150,000	156,267.00	
MARKEL CORP 7.125% 19/09/30	100,000	115,464.00	
MARRIOTT INTERNAT 5.81% 15/11/10	100,000	112,275.00	
MARSH & MCLENNAN 5.75% 15/09/15	100,000	111,433.00	
MARSH & MCLENNAN COS INC 4.8% 21/07/15	100,000	108,724.00	
MATTEL INC 2.5% 16/11/01	60,000	60,375.60	
MCCORMICK & CO 3.9% 21/07/15	25,000	26,475.50	
MCDONALD'S CORP 3.5% 20/07/15	55,000	58,930.30	
MCDONALD'S CORP 5.35% 18/03/01	125,000	149,535.00	
MCKESSON CORP 4.75% 21/03/01	100,000	112,529.00	
MCKESSON CORP 7.5% 19/02/15	50,000	63,688.00	
MCKESSON HBOC INC 5.25% 13/03/01	75,000	78,636.75	
MEAD JOHNSON NUTRITION C 4.9% 19/11/01	50,000	54,705.50	
MEDCO HEALTH SOLUTIONS I 6.125% 13/03/15	75,000	79,070.25	
MEDCO HEALTH SOLUTIONS I 7.125% 18/03/15	150,000	174,477.00	
MEDTRONIC INC 3% 15/03/15	100,000	105,555.00	
MEDTRONIC INC 4.45% 20/03/15	200,000	224,578.00	
MELLON FUNDING CORP 5% 14/12/01	150,000	161,517.00	
MERCANTILE BANKSHARES 4.625% 13/04/15	100,000	104,137.00	
MERCK & CO INC 3.875% 21/01/15	100,000	112,057.00	
MERCK & CO INC 5% 19/06/30	150,000	175,842.00	
MERRILL LYNCH & CO 6.05% 16/05/16	600,000	580,392.00	

MERRILL LYNCH & CO 6.15% 13/04/25	350,000	356,461.00	
MERRILL LYNCH & CO 6.875% 18/04/25	250,000	251,405.00	
METLIFE INC 2.375% 14/02/06	300,000	305,580.00	
METLIFE INC 7.717% 19/02/15	100,000	125,276.00	
MICROSOFT CORP 2.95% 14/06/01	125,000	132,721.25	
MICROSOFT CORP 3% 20/10/01	100,000	105,662.00	
MICROSOFT CORP 4.2% 19/06/01	100,000	114,591.00	
MONSANTO CO 5.125% 18/04/15	50,000	58,216.00	
MORGAN STANLEY 4.75% 14/04/01	250,000	248,952.50	
MORGAN STANLEY 5.375% 15/10/15	250,000	247,137.50	
MORGAN STANLEY 5.45% 17/01/09	400,000	387,436.00	
MORGAN STANLEY 5.5% 20/07/24	250,000	229,817.50	
MORGAN STANLEY 5.5% 21/07/28	50,000	46,215.50	
MORGAN STANLEY 5.625% 19/09/23	250,000	232,450.00	
MORGAN STANLEY 6% 15/04/28	600,000	601,476.00	
MORGAN STANLEY 6.625% 18/04/01	300,000	297,468.00	
MORGAN STANLEY 7.3% 19/05/13	500,000	513,895.00	
NABORS INDUSTRIES INC 5% 20/09/15	100,000	103,843.00	
NABORS INDUSTRIES INC 9.25% 19/01/15	100,000	125,136.00	
NASDAQ OMX GROUP 5.55% 20/01/15	100,000	102,256.00	
NATIONAL CITY CORP 4.9% 15/01/15	75,000	81,072.75	
NATIONAL RURAL UTIL COOP 3.05% 16/03/01	100,000	104,996.00	
NATIONAL RURAL UTIL COOP 5.5% 13/07/01	100,000	107,008.00	
NATIONAL SEMICONDUCTOR 3.95% 15/04/15	100,000	107,956.00	
NATL CITY BK OF INDIANA 4.25% 18/07/01	250,000	251,260.00	
NATL GRID PLC 6.3% 16/08/01	75,000	86,350.50	
NBC UNIVERSAL 3.65% 15/04/30	140,000	147,701.40	
NBC UNIVERSAL 5.15% 20/04/30	185,000	208,089.85	
NEVADA POWER CO 6.5% 18/05/15	100,000	120,128.00	
NEWELL RUBBERMAID INC 4.7% 20/08/15	50,000	52,485.00	
NEWMONT MINING CORP 5.125% 19/10/01	50,000	55,738.50	
NEWS AMERICA INC 4.5% 21/02/15	100,000	105,257.00	
NEWS AMERICA INC 5.3% 14/12/15	125,000	136,605.00	
NEWS AMERICA INC 7.25% 18/05/18	100,000	120,202.00	
NEXTERA ENERGY CAPITAL 6% 19/03/01	100,000	115,935.00	
NISOURCE FINANCE CORP 6.4% 18/03/15	250,000	288,792.50	
NOBLE ENERGY INC 8.25% 19/03/01	75,000	96,989.99	
NOBLE HOLDING INTL LTD 3.45% 15/08/01	150,000	156,033.00	
NOKIA CORP 5.375% 19/05/15	75,000	75,287.25	
NOMURA HOLDINGS INC 5% 15/03/04	150,000	153,559.50	
NOMURA HOLDINGS INC 6.7% 20/03/04	100,000	105,369.00	
NORDSTROM INC 6.75% 14/06/01	75,000	84,386.25	
NORFOLK SOUTHERN CORP 5.75% 18/04/01	100,000	117,632.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP 5.9% 19/06/15	100,000	120,799.00	
NORTHERN TRUST CORP 3.375% 21/08/23	50,000	51,260.00	
NORTHERN TRUST CORP 5.5% 13/08/15	100,000	106,270.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP 3.7% 14/08/01	75,000	79,184.25	

NOVARTIS CAPITAL CORP 1.9% 13/04/24	20,000	20,386.80	
NOVARTIS CAPITAL CORP 2.9% 15/04/24	200,000	211,570.00	
NOVARTIS CAPITAL CORP 4.125% 14/02/10	150,000	160,369.50	
NOVARTIS SECS INVEST LTD 5.125% 19/02/10	200,000	234,284.00	
NSTAR 4.5% 19/11/15	75,000	82,476.00	
NUCOR CORP 5.75% 17/12/01	100,000	117,737.00	
NUSTAR LOGISTICS LP 4.8% 20/09/01	100,000	103,497.00	
NYSE EURONEXT 4.8% 13/06/28	50,000	52,570.50	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 2.5% 16/02/01	100,000	104,557.00	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 4.1% 21/02/01	150,000	166,891.50	
OHIO POWER COMPANY 6% 16/06/01	150,000	173,086.50	
OMNICOM GROUP INC 5.9% 16/04/15	150,000	166,683.00	
OMNICOM GROUP INC 6.25% 19/07/15	50,000	56,680.00	
ONCOR ELECTRIC DELIVERY 6.8% 18/09/01	100,000	121,475.00	
ONEOK PARTNERS LP 3.25% 16/02/01	100,000	103,691.00	
ORACLE CORP 3.75% 14/07/08	200,000	214,954.00	
ORACLE CORP 5.75% 18/04/15	350,000	425,894.00	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC 4.625% 21/09/15	100,000	104,149.00	
ORIX CORP 4.71% 15/04/27	100,000	105,270.00	
OWENS CORNING INC 9% 19/06/15	100,000	118,679.00	
PACCAR INC 6.875% 14/02/15	100,000	111,912.00	
PACIFIC GAS & ELECTRIC 4.25% 21/05/15	100,000	108,501.00	
PACIFIC GAS & ELECTRIC 8.25% 18/10/15	100,000	131,657.99	
PACIFICORP 5.65% 18/07/15	150,000	179,302.50	
PANHANDLE EAST PIPE LINE 7% 18/06/15	100,000	114,505.00	
PARKER-HANNIFIN CORP 5.5% 18/05/15	100,000	118,190.00	
PARTNERRE FINANCE B LLC 5.5% 20/06/01	100,000	100,260.00	
PECO ENERGY CO 5.35% 18/03/01	100,000	118,358.00	
PEPSIAMERICAS INC 4.375% 14/02/15	75,000	80,445.00	
PEPSIAMERICAS INC 4.875% 15/01/15	150,000	166,000.50	
PEPSICO INC 3.1% 15/01/15	150,000	158,895.00	
PEPSICO INC 3.125% 20/11/01	100,000	103,785.00	
PEPSICO INC 4.65% 13/02/15	50,000	52,268.50	
PEPSICO INC 5% 18/06/01	100,000	117,304.00	
PFIZER INC 5.35% 15/03/15	200,000	226,614.00	
PFIZER INC 6.2% 19/03/15	450,000	556,056.00	
PHILIP MORRIS INT 5.65% 18/05/16	250,000	299,805.00	
PHILIP MORRIS INTL INC 2.9% 21/11/15	100,000	101,630.00	
PHILIP MORRIS INTL INC 4.875% 13/05/16	150,000	158,160.00	
PHILIPS ELECTRONICS NV 4.625% 13/03/11	125,000	130,321.25	
PITNEY BOWES INC 5.6% 18/03/15	125,000	129,235.00	
PITNEY BOWES INC 6.25% 19/03/15	100,000	108,959.00	
PLAINS ALL AMER PIPELINE 5% 21/02/01	100,000	109,438.00	
PLAINS ALL AMER PIPELINE 8.75% 19/05/01	100,000	127,051.00	
PNC FUNDING CORP 3.625% 15/02/08	50,000	53,077.50	

PNC FUNDING CORP 5.125% 20/02/08	50,000	56,419.00	
PNC FUNDING CORP 5.625% 17/02/01	150,000	162,037.50	
POTASH CORP-SASKATCHEWAN 6.5% 19/05/15	100,000	123,201.00	
PPG INDUSTRIES INC 5.75% 13/03/15	50,000	52,652.50	
PPG INDUSTRIES INC 6.65% 18/03/15	50,000	60,355.50	
PPL ENERGY SUPPLY LLC 5.7% 15/10/15	150,000	162,562.50	
PRAXAIR INC 2.125% 13/06/14	200,000	203,946.00	
PRAXAIR INC 5.25% 14/11/15	100,000	112,131.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROU 8.875% 19/05/15	100,000	123,835.00	
PROCTER & GAMBLE CO/THE 3.15% 15/09/01	250,000	268,300.00	
PROCTER & GAMBLE CO/THE 4.7% 19/02/15	250,000	294,780.00	
PROGRESS ENERGY INC 4.875% 19/12/01	150,000	167,827.50	
PROGRESS ENERGY INC 6.05% 14/03/15	200,000	220,528.00	
PROGRESSIVE CORP 3.75% 21/08/23	50,000	51,589.50	
PROLOGIS 7.625% 14/08/15	100,000	109,411.00	
PROLOGIS LP 6.875% 20/03/15	100,000	113,092.00	
PROTECTIVE LIFE CORP 7.375% 19/10/15	100,000	110,372.00	
PRUDENTIAL FINANC 6% 17/12/01	250,000	277,902.50	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC 2.75% 13/01/14	40,000	40,620.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC 4.5% 21/11/16	200,000	201,574.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC 4.75% 14/04/01	100,000	105,495.00	
PSEG POWER LLC 2.5% 13/04/15	50,000	50,778.50	
PUB SVC ELEC & GAS 2.7% 15/05/01	100,000	104,217.00	
PUB SVC ELEC & GAS 3.5% 20/08/15	100,000	104,843.00	
PUBLIC SERVICE COLORADO 3.2% 20/11/15	200,000	206,064.00	
PUBLIC SERVICE COLORADO 5.125% 19/06/01	100,000	117,527.00	
QUEST DIAGNOSTIC INC 4.75% 20/01/30	100,000	107,395.00	
QUEST DIAGNOSTIC INC 6.4% 17/07/01	75,000	88,641.00	
QWEST CORP 8.375% 16/05/01	100,000	116,250.00	
RABOBANK NEDERLAND 2.125% 15/10/13	100,000	98,258.00	
RABOBANK NEDERLAND 4.5% 21/01/11	100,000	102,908.00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL 4.25% 16/04/15	100,000	102,140.00	
RAYTHEON CO 6.75% 18/03/15	25,000	30,245.75	
RAYTHEON COMPANY 4.4% 20/02/15	100,000	109,163.00	
REALTY INCOME CORP 5.75% 21/01/15	100,000	108,519.00	
REED ELSEVIER CAPITAL 8.625% 19/01/15	100,000	123,475.00	
REGENCY CENTERS L 5.875% 17/06/15	100,000	108,851.00	
REINSURANCE GRP OF AMER 6.45% 19/11/15	100,000	111,707.00	
REPUBLIC SERVICES INC 3.8% 18/05/15	100,000	103,387.00	
REYNOLDS AMERICAN INC 7.625% 16/06/01	100,000	119,138.00	
RIO TINTO FIN USA LTD 8.95% 14/05/01	250,000	292,255.00	
RIO TINTO FIN USA LTD 9% 19/05/01	150,000	204,719.99	
RIO TINTO FINANCE 6.5% 18/07/15	250,000	300,402.50	
ROGERS COMMUNICATIONS 6.25% 13/06/15	100,000	106,674.00	

ROGERS COMMUNICATIONS 6.8% 18/08/15	100,000	123,237.00	
ROPER INDUSTRIES INC 6.25% 19/09/01	50,000	58,848.00	
ROWAN COMPANIES INC 7.875% 19/08/01	75,000	87,447.75	
ROYAL BANK OF CANADA 1.125% 14/01/15	300,000	301,233.00	
ROYAL BANK OF CANADA 2.3% 16/07/20	100,000	100,984.00	
ROYAL BANK OF CANADA NY 2.25% 13/03/15	100,000	101,382.90	
ROYAL BK OF SCOTLAND PLC 4.875% 15/03/16	300,000	291,900.00	
ROYAL BK OF SCOTLAND PLC 5.625% 20/08/24	250,000	241,627.50	
ROYAL BK SCOTLND GRP PLC 6.4% 19/10/21	150,000	141,822.00	
RPM INTERNATIONAL INC 6.125% 19/10/15	50,000	54,549.00	
RYDER SYSTEM INC 7.2% 15/09/01	100,000	118,065.00	
SAFEWAY INC 3.4% 16/12/01	100,000	102,532.00	
SAFEWAY INC 5% 19/08/15	100,000	106,085.00	
SAIC INC 4.45% 20/12/01	100,000	106,567.00	
SANOFI-AVENTIS 2.625% 16/03/29	150,000	157,108.50	
SANOFI-AVENTIS 4% 21/03/29	100,000	110,024.00	
SANTANDER HOLDINGS USA 4.625% 16/04/19	50,000	48,276.00	
SARA LEE CORP 2.75% 15/09/15	100,000	100,727.00	
SCHERING-PLOUGH C 5.3% 13/12/01	200,000	218,006.00	
SEMPRA ENERGY 6.15% 18/06/15	100,000	118,018.00	
SEMPRA ENERGY 6.5% 16/06/01	150,000	174,834.00	
SHELL INTERNATIONAL FIN 1.875% 13/03/25	25,000	25,460.75	
SHELL INTERNATIONAL FIN 3.1% 15/06/28	300,000	320,796.00	
SHELL INTERNATIONAL FIN 4% 14/03/21	150,000	160,558.50	
SHELL INTERNATIONAL FIN 4.375% 20/03/25	150,000	174,481.50	
SIERRA PACIFIC POWER CO 6% 16/05/15	100,000	115,915.00	
SIMON PROPERTY GROUP LP 5.1% 15/06/15	200,000	219,622.00	
SIMON PROPERTY GROUP LP 5.65% 20/02/01	100,000	113,919.00	
SIMON PROPERTY GROUP LP 6.1% 16/05/01	250,000	286,697.50	
SLM CORP 5% 13/10/01	100,000	100,250.00	
SLM CORP 6.25% 16/01/25	150,000	147,829.50	
SLM CORP 8% 20/03/25	250,000	253,750.00	
SOUTH CAROLINA ELEC&GAS 6.5% 18/11/01	75,000	93,174.00	
SOUTHERN CAL EDISON 5.5% 18/08/15	100,000	119,712.00	
SOUTHERN CALIFORN 4.65% 15/04/01	100,000	110,408.00	
SOUTHWEST AIRLINES CO 5.75% 16/12/15	100,000	110,870.00	
SPECTRA ENERGY CA 8% 19/10/01	150,000	187,684.50	
SPECTRA ENERGY CAPITAL 6.25% 13/02/15	100,000	104,745.00	
ST JUDE MEDICAL INC 2.5% 16/01/15	100,000	103,122.00	
ST JUDE MEDICAL INC 3.75% 14/07/15	100,000	105,989.00	
STANFORD UNIVERSITY 4.75% 19/05/01	100,000	116,746.00	
STAPLES INC 9.75% 14/01/15	100,000	114,189.00	
STRYKER CORP 2% 16/09/30	45,000	46,039.05	
STRYKER CORP 4.375% 20/01/15	50,000	55,690.50	

SUNCOR ENERGY INC 6.1% 18/06/01	150,000	177,976.50	
SUNTRUST BANKS 6% 17/09/11	125,000	138,612.50	
SYMANTEC CORP 4.2% 20/09/15	100,000	99,923.00	
SYSCO CORPORATION 5.375% 19/03/17	100,000	119,076.00	
TALISMAN ENERGY 7.75% 19/06/01	100,000	123,699.00	
TARGET CORP 3.875% 20/07/15	100,000	110,399.00	
TARGET CORP 5.375% 17/05/01	150,000	176,412.00	
TARGET CORP 6% 18/01/15	100,000	121,560.00	
TCI COMMUNICATION 8.75% 15/08/01	100,000	121,824.00	
TD AMERITRADE HOLDING CO 4.15% 14/12/01	100,000	105,603.00	
TECK RESOURCES LIMITED 4.5% 21/01/15	100,000	106,002.00	
TECK RESOURCES LIMITED 9.75% 14/05/15	150,000	176,014.50	
TECO FINANCE INC 4% 16/03/15	45,000	47,310.30	
TECO FINANCE INC 5.15% 20/03/15	100,000	110,440.00	
TELECOM ITALIA CA 4.95% 14/09/30	200,000	186,040.00	
TELECOM ITALIA CA 5.25% 15/10/01	100,000	91,694.00	
TELECOM ITALIA CAPITAL 7.175% 19/06/18	125,000	117,752.50	
TELEFONICA EMISIONES SAU 3.729% 15/04/27	225,000	218,965.50	
TELEFONICA EMISIONES SAU 3.992% 16/02/16	70,000	67,311.30	
TELEFONICA EMISIONES SAU 5.134% 20/04/27	325,000	304,573.75	
TEVA PHARM FIN IV BV 3.65% 21/11/10	150,000	152,979.00	
TEVA PHARMA FIN II/III 3% 15/06/15	200,000	209,056.00	
TEXAS GAS TRANSMISSION 4.6% 15/06/01	75,000	80,422.50	
TEXAS INSTRUMENTS INC 2.375% 16/05/16	150,000	156,199.50	
TEXTRON INC 5.6% 17/12/01	50,000	52,837.50	
TEXTRON INC 5.95% 21/09/21	100,000	104,791.00	
THERMO FISHER 3.25% 14/11/20	100,000	105,838.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC 3.2% 16/03/01	40,000	42,318.80	
THERMO FISHER SCIENTIFIC 3.6% 21/08/15	50,000	52,441.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC 4.5% 21/03/01	100,000	111,398.00	
THOMSON REUTERS CORP 5.95% 13/07/15	50,000	53,393.00	
THOMSON REUTERS CORP 6.5% 18/07/15	150,000	178,777.50	
TIME WARNER CABLE INC 3.5% 15/02/01	100,000	105,164.00	
TIME WARNER CABLE INC 5% 20/02/01	200,000	218,542.00	
TIME WARNER CABLE INC 5.85% 17/05/01	125,000	142,398.75	
TIME WARNER CABLE INC 6.2% 13/07/01	21,000	22,544.55	
TIME WARNER CABLE INC 8.25% 19/04/01	325,000	407,130.75	
TIME WARNER INC 3.15% 15/07/15	100,000	104,866.00	
TIME WARNER INC 4.875% 20/03/15	300,000	327,309.00	
TIME WARNER INC 5.875% 16/11/15	100,000	115,836.00	
TJX COS INC 4.2% 15/08/15	100,000	109,807.00	
TOLEDO EDISON COMPANY 7.25% 20/05/01	150,000	185,817.00	
TORONTO-DOMINION BANK 1.375% 14/07/14	150,000	151,173.00	
TORONTO-DOMINION BANK 2.375% 16/10/19	150,000	152,058.00	

TOTAL CAPITAL SA 3.125% 15/10/02	250,000	266,195.00	
TOTAL CAPITAL SA 4.45% 20/06/24	100,000	111,859.00	
TOYOTA MOTOR CREDIT CORP 2% 16/09/15	200,000	201,954.00	
TOYOTA MOTOR CREDIT CORP 2.8% 16/01/11	100,000	103,288.00	
TOYOTA MOTOR CREDIT CORP 4.5% 20/06/17	100,000	108,460.00	
TOYOTA MTR CRED 1.25% 14/11/17	100,000	100,184.00	
TRANSALTA CORP 4.75% 15/01/15	100,000	107,350.00	
TRANS-CANADA PIPELINES 3.8% 20/10/01	100,000	107,206.00	
TRANS-CANADA PIPELINES 6.5% 18/08/15	100,000	123,886.00	
TRANS-CANADA PIPELINES 7.125% 19/01/15	150,000	190,368.00	
TRANSOCEAN INC 4.95% 15/11/15	100,000	104,197.00	
TRANSOCEAN INC 6% 18/03/15	50,000	52,109.50	
TRANSOCEAN INC 6.5% 20/11/15	150,000	157,909.50	
TRAVELERS COS INC 5.5% 15/12/01	150,000	168,051.00	
TRAVELERS COS INC 5.9% 19/06/02	100,000	118,288.00	
TYCO ELECTRONICS GROUP S 6.55% 17/10/01	100,000	115,841.00	
TYCO INTERNATIONAL 6% 13/11/15	125,000	135,301.25	
TYCO INTERNATIONAL FINAN 3.375% 15/10/15	50,000	52,308.00	
UAL 2009-2A PASS THRU TR 9.75% 17/01/15	88,934	96,048.92	
UBS AG STAMFORD CT 2.25% 13/08/12	250,000	248,080.00	
UBS AG STAMFORD CT 5.75% 18/04/25	100,000	104,318.00	
UBS AG STAMFORD CT 5.875% 16/07/15	100,000	101,714.00	
UBS AG STAMFORD CT 5.875% 17/12/20	375,000	391,256.25	
UNILEVER CAPITAL CORP 2.75% 16/02/10	100,000	105,982.00	
UNILEVER CAPITAL CORP 4.8% 19/02/15	100,000	116,200.00	
UNION PACIFIC CORP 4% 21/02/01	100,000	106,567.00	
UNION PACIFIC CORP 5.45% 13/01/31	100,000	104,915.00	
UNIONBANCAL CORPORATION 5.25% 13/12/16	150,000	155,992.50	
UNITED PARCEL SER 4.5% 13/01/15	225,000	234,256.50	
UNITED PARCEL SERVICE 3.875% 14/04/01	100,000	106,755.00	
UNITED PARCEL SERVICE 5.125% 19/04/01	100,000	120,089.00	
UNITED TECHNOLOGIES CORP 4.5% 20/04/15	100,000	112,767.00	
UNITED TECHNOLOGIES CORP 5.375% 17/12/15	100,000	118,210.00	
UNITED TECHNOLOGIES CORP 6.125% 19/02/01	100,000	122,869.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC 3.375% 21/11/15	100,000	103,867.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC 4.875% 13/02/15	50,000	52,026.50	
UNITEDHEALTH GROUP INC 6% 18/02/15	125,000	148,867.50	
US BANCORP 3.15% 15/03/04	175,000	182,745.50	
US BANCORP 4.2% 14/05/15	350,000	374,363.50	
US BANK NA 3.778% 15/04/29	250,000	262,580.00	
VALE OVERSEAS LIMITED 4.375% 22/01/11	100,000	99,559.00	
VALE OVERSEAS LIMITED 5.625% 19/09/15	125,000	136,918.75	
VALE OVERSEAS LTD 6.25% 16/01/11	100,000	111,992.00	
VALERO ENERGY CORP 6.125% 17/06/15	100,000	111,604.00	

VALERO ENERGY CORP 6.125% 20/02/01	150,000	165,669.00	
VENTAS REALTY LP/CAP CRP 4.75% 21/06/01	100,000	97,240.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT 5.25% 13/06/03	150,000	157,720.50	
VERIZON COMMUNICATIONS 3.5% 21/11/01	50,000	51,678.00	
VERIZON COMMUNICATIONS 5.55% 16/02/15	371,000	425,778.15	
VERIZON COMMUNICATIONS 6.35% 19/04/01	400,000	489,580.00	
VERIZON VIRGINIA 4.625% 13/03/15	250,000	260,112.50	
VF CORP 3.5% 21/09/01	70,000	72,496.20	
VIACOM INC 4.25% 15/09/15	125,000	133,717.50	
VIACOM INC 5.625% 19/09/15	200,000	223,666.00	
VODAFONE GROUP PL 5% 13/12/16	50,000	53,711.00	
VODAFONE GROUP PL 5.75% 16/03/15	200,000	231,710.00	
VODAFONE GROUP PLC 4.15% 14/06/10	100,000	106,747.00	
VODAFONE GROUP PLC 5% 15/09/15	50,000	55,919.50	
VODAFONE GROUP PLC 5.625% 17/02/27	100,000	116,559.00	
VORNADO REALTY LP 4.25% 15/04/01	37,000	38,448.18	
WACHOVIA CORP 5.7% 13/08/01	150,000	159,159.00	
WACHOVIA CORP 5.75% 17/06/15	350,000	396,704.00	
WALGREEN CO 4.875% 13/08/01	100,000	106,600.00	
WALGREEN CO 5.25% 19/01/15	100,000	118,213.00	
WAL-MART STORES I 4.55% 13/05/01	300,000	316,371.00	
WAL-MART STORES INC 2.875% 15/04/01	100,000	106,203.00	
WAL-MART STORES INC 3.625% 20/07/08	300,000	326,628.00	
WAL-MART STORES INC 5.375% 17/04/05	250,000	294,815.00	
WALT DISNEY COMPANY/THE 3.75% 21/06/01	100,000	109,173.00	
WALT DISNEY COMPANY/THE 4.5% 13/12/15	100,000	107,557.00	
WALT DISNEY COMPANY/THE 5.5% 19/03/15	50,000	59,940.00	
WALT DISNEY COMPANY/THE 6% 17/07/17	100,000	121,419.00	
WASHINGTON REIT 4.95% 20/10/01	100,000	103,941.00	
WASTE MANAGEMENT INC 6.1% 18/03/15	150,000	176,905.50	
WASTE MANAGEMENT INC 6.375% 15/03/11	75,000	85,490.25	
WATSON PHARMACEUTICALS I 6.125% 19/08/15	50,000	58,464.00	
WEATHERFORD INTER 5.5% 16/02/15	75,000	82,589.25	
WEATHERFORD INTL LTD 9.625% 19/03/01	100,000	128,994.00	
WELLPOINT INC 4.35% 20/08/15	100,000	107,332.00	
WELLPOINT INC 5.25% 16/01/15	75,000	83,910.75	
WELLPOINT INC 6% 14/02/15	100,000	108,910.00	
WELLPOINT INC 7% 19/02/15	50,000	60,000.00	
WELLS FARGO & COMPANY 2.625% 16/12/15	250,000	250,042.50	
WELLS FARGO & COMPANY 3.625% 15/04/15	300,000	314,958.00	
WELLS FARGO & COMPANY 3.676% 16/06/15	300,000	314,808.00	
WELLS FARGO & COMPANY 3.75% 14/10/01	250,000	264,395.00	
WELLS FARGO & COMPANY 4.6% 21/04/01	200,000	215,726.00	
WELLS FARGO & COMPANY 5.625% 17/12/11	350,000	395,171.00	
WESTAR ENERGY INC 5.1% 20/07/15	100,000	113,179.00	
WESTERN UNION CO WU 5.253% 20/04/01	100,000	111,967.00	

	WESTERN UNION CO/ 5.93% 16/10/01	100,000	113,218.00	
	WESTPAC BANKING CORP 3% 15/08/04	250,000	251,555.00	
	WESTPAC BANKING CORP 4.875% 19/11/19	200,000	212,654.00	
	WHIRLPOOL CORP 4.85% 21/06/15	100,000	99,176.00	
	WHIRLPOOL CORP 8.6% 14/05/01	50,000	55,769.00	
	WILLIAMS PARTNERS LP 3.8% 15/02/15	150,000	158,215.50	
	WILLIAMS PARTNERS LP/WIL 7.25% 17/02/01	150,000	178,974.00	
	WILLIS NORTH AMERICA INC 7% 19/09/29	150,000	168,384.00	
	WISC ELEC POWER 4.25% 19/12/15	100,000	110,915.00	
	WMC FINANCE USA 5.125% 13/05/15	100,000	105,693.00	
	WPP FINANCE (UK) 8% 14/09/15	100,000	113,035.00	
	XEROX CORPORATION 5.625% 19/12/15	75,000	81,192.75	
	XEROX CORPORATION 6.4% 16/03/15	150,000	168,981.00	
	XEROX CORPORATION 8.25% 14/05/15	200,000	225,426.00	
	XL CAPITAL LTD 5.25% 14/09/15	150,000	158,500.50	
	YALE UNIVERSITY 2.9% 14/10/15	75,000	79,478.25	
	YUM! BRANDS INC 6.25% 18/03/15	100,000	117,114.00	
	ZIMMER HOLDINGS INC 3.375% 21/11/30	100,000	100,942.00	
	アメリカ・ドル 小計	121,380,072	131,837,836.99 (10,133,056,151)	
社債券 小計			10,133,056,151 (10,133,056,151)	
合計			10,133,056,151 (10,133,056,151)	

(注)1 . 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2 . 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計額に 対する比率
アメリカ・ドル	社債券 859銘柄	100.0%	100.0%

(注)組入債券時価比率は時価の合計額に対する通貨毎の比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成24年1月31日現在)

資産総額	39,179,251円
負債総額	19,199,524円
純資産総額（ - ）	19,979,727円
発行済口数	19,624,311口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産の額）	1.0181円 (10,181円)

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（ステート・ストリート米国社債インデックス・マザーファンド）

(平成24年1月31日現在)

資産総額	10,636,552,417円
負債総額	115,278,116円
純資産総額（ - ）	10,521,274,301円
発行済口数	10,497,144,514口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産の額）	1.0023円 (10,023円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。従って該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

< 受益権の譲渡 >

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

< 受益権の再分割 >

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

< 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成24年1月31日現在)。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成24年1月31日現在)。

発行済株式の総数

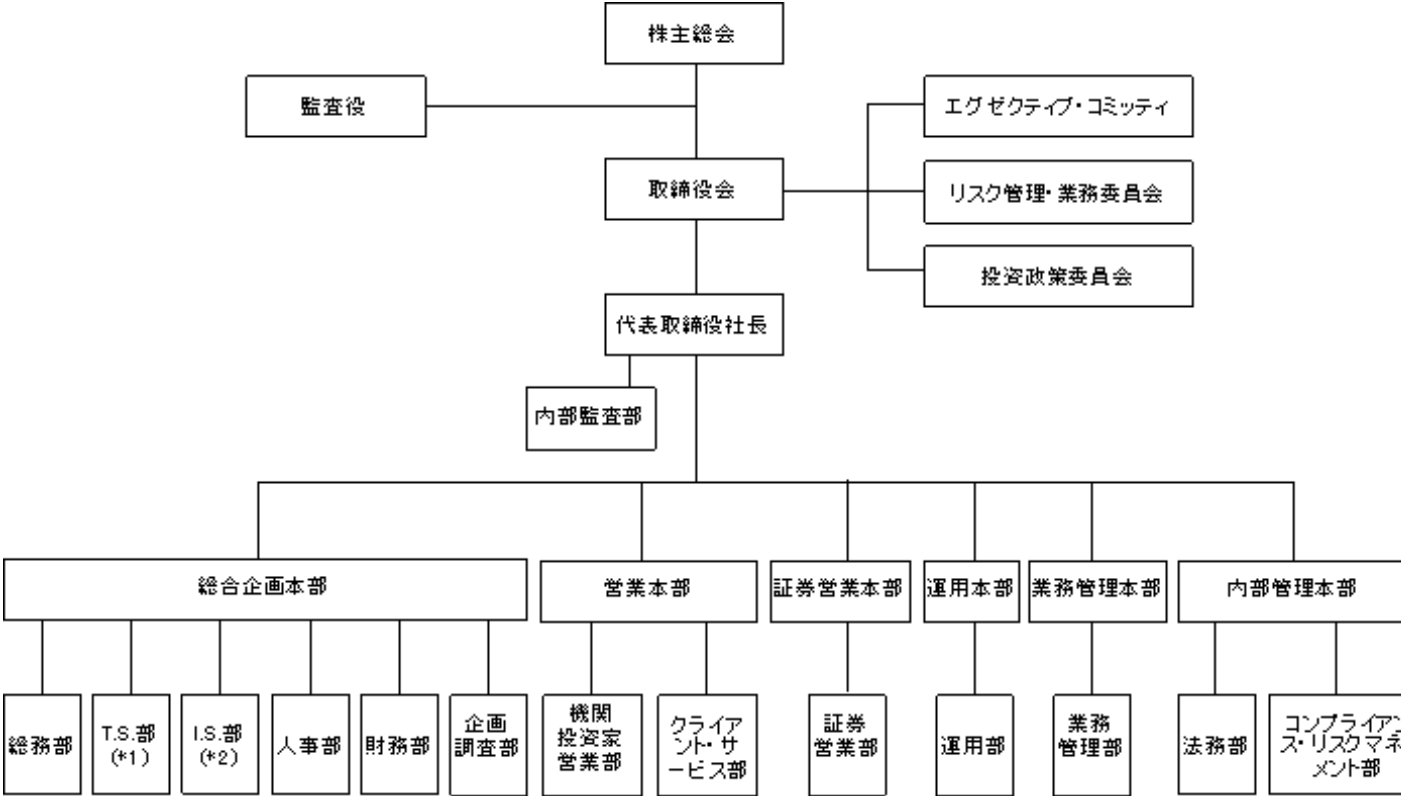
委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成24年1月31日現在)。

最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

組織図



内部管理本部の代表者は内部管理統括責任者の職を担う。

(*1)T.S.部はテクノロジー・サービス部、(*2)I.S.部はインフラストラクチャー・サービス部の略称。

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

各部の業務分掌体制は以下の通りとなっています。

部署名	業務内容
-----	------

営業本部	機関投資家営業部	投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓、投資信託販売会社との交渉・連絡、コンサルタントとの折衝等
	クライアント・サービス部	投資運用業務、投資助言業務のサポート、投資信託販売会社との交渉・連絡、コンサルタントとの折衝等
証券営業本部	証券営業部	グループ会社の運用するETF、海外ファンド等の国内投資家向け需要喚起・勧誘、自社設定投信の企画・勧誘等
運用本部	運用部	投資一任・助言に係る資産及び投資信託の運用の指図、売買発注、運用報告の作成、運用手法・運用モデルの研究開発等
業務管理本部	業務管理部	資産運用管理業務、投資信託管理業務、運用報告書等の作成、投資パフォーマンスの計測・要因分析等
総合企画本部	企画調査部	商品設計、法定書面、契約締結手続き、広告、営業イベント企画、市場動向調査等の各種ビジネス・サポート
	財務部	会社経理・決算、税務申告、予算管理等の経理業務、ディスクロージャー資料作成等
	人事部	福利厚生、給与支払等の人事に関する事務的業務
	インフラストラクチャー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[コンピュータ機器及び付属機器の設置・保守管理]、SSgAのソフトウェアの開発・PC管理・サポート、システム管理
	テクノロジー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[ソフトウェアの開発・保守管理、セキュリティ管理]
	総務部	備品の購入・管理、オフィスの安全・防犯管理等の総務関連業務（総務業務）、メンテナンスを含む施設管理に関する業務（管財業務）および対外広報管理等の広報に関する業務（広報業務）
内部管理本部	コンプライアンス・リスクマネジメント部	法令遵守状況の確認・指導、投資判断その他に関するリスク管理、内部管理責任者、情報管理責任者、広告審査、内部監査対応等
	法務部	法務調査・契約書類等の作成等の法務的業務
内部監査部		経営諸活動の内部統制システムの妥当性及有効性について検証・評価し、その結果及び改善案を経営陣に対して報告

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第1種金融商品取引業及び第2種金融商品取引

業を行っています。

平成24年1月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計118本であり、その純資産総額は913,828百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

期 別 科 目	前事業年度 （平成22年3月31日現在）			当事業年度 （平成23年3月31日現在）		
	金 額		構成比	金 額		構成比
（ 資 産 の 部 ）			%			%
流動資産						
現金		69			51	
預金		6,652,255			6,661,535	
有価証券		49,072			55,860	
前払金		-			4,358	
前払費用		23,912			17,658	
未収入金		666,368			361,818	
未収委託者報酬		596,483			349,939	
未収収益		25,258			30,627	
未収消費税等		-			22,424	
未収還付法人税等		-			131,504	
繰延税金資産		79,106			24,293	
流動資産計		8,092,526	95.9		7,660,073	96.0
固定資産						
有形固定資産		190,517			172,747	
建物附属設備	1	156,889			143,387	
器具備品	1	33,628			29,360	
無形固定資産		2,851			1,667	
ソフトウェア	2	2,851			1,667	
投資その他の資産		154,500			143,436	
長期差入保証金		133,462			93,357	
繰延税金資産		16,187			45,229	
その他投資		4,850			4,850	
固定資産計		347,869	4.1		317,851	4.0
資産合計		8,440,395	100.0		7,977,925	100.0
（ 負 債 の 部 ）			%			%
流動負債						
預り金		54,823			84,273	
未払金		724,822			424,170	
未払手数料		302,298			109,589	

その他未払金	422,523			314,580		
未払費用		94,329			72,454	
未払法人税等		406,808			265	
未払消費税等		18,985			-	
賞与引当金		62,492			54,792	
その他の流動負債		3,562			-	
流動負債計		1,365,824	16.2		635,955	8.0
固定負債						
役員退職慰労引当金		37,339			0	
退職給付引当金		10,758			84,094	
固定負債計		48,098	0.6		84,094	1.1
負債合計		1,413,922	16.8		720,050	9.0
（純資産の部）			%			%
株主資本		7,026,473	83.2		7,257,874	91.0
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	6,607,353			6,838,754		
純資産合計		7,026,473	83.2		7,257,874	91.0
負債・純資産合計		8,440,395	100.0		7,977,925	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度			当事業年度		
		自	平成21年 4月 1日		自	平成22年 4月 1日	
		至	平成22年 3月 31日		至	平成23年 3月 31日	
		金 額	構成比		金 額	構成比	
営業収益			%			%	
委託者報酬					3,343,307		
投資顧問収入	1				1,785,199		
その他営業収益					18,337		
営業収益計			100.0		5,146,844	100.0	
営業費用							
支払手数料					1,355,270		
広告宣伝費					17,530		
公告費					2,400		
調査費					493,033		
調査費	1	240,382			248,560		
委託調査費	1	314,332			242,832		
図書費		1,494			1,640		
委託計算費					171,824		
営業雑経費					40,718		
通信費		7,740			7,033		
印刷費		9,869			8,341		
協会費		15,464			13,797		
諸会費		5,333			2,901		
その他		8,752			8,644		
営業費用計		3,949,576	48.3		2,080,777	40.4	
一般管理費							
給料					1,254,505		
役員報酬	1	267,365			305,535		
給料・手当	1	761,261			761,648		
賞与	1	110,764			132,528		
賞与引当金繰入額		62,492			54,792		
退職金			-		2,846		
交際費			5,925		2,992		
旅費交通費			27,228		26,905		
租税公課			21,458		14,439		
不動産賃借料			160,720		135,683		
役員退職慰労引当金繰入額			5,204		9,188		
退職給付費用			39,747		60,658		

固定資産減価償却費		21,584			31,299	
福利厚生費		87,474			87,865	
事務手数料	1	744,715			749,844	
諸経費		100,465			118,910	
一般管理費計		2,416,409	29.6		2,495,141	48.5
営業利益		1,810,977	22.1		570,925	11.1
営業外収益						
受取利息		-			0	
有価証券売却益		3,857			0	
雑収入		402			572	
営業外収益計		4,259	0.0		572	0.0
営業外費用						
為替差損		231			1,144	
有価証券売却損		-			1,620	
雑損失		-			425	
営業外費用計		231	0.0		3,190	0.1
経常利益		1,815,005	22.2		568,306	11.0
特別損失						
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		-			20,630	
役員退職慰労金制度終了損		-			6,662	
事務処理損失		93			7,866	
特別損失計		93	0.0		35,159	0.7
税引前当期純利益		1,814,912	22.2		533,147	10.4
法人税、住民税及び事業税		816,931	10.0		275,975	5.4
法人税等調整額		13,860	0.2		25,770	0.5
当期純利益		1,011,841	12.4		231,401	4.5

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	310,000	310,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	310,000	310,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	77,500	77,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	77,500	77,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	31,620	31,620
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	31,620	31,620
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,595,511	6,607,353
当期変動額		
当期純利益	1,011,841	231,401
当期変動額合計	1,011,841	231,401
当期末残高	6,607,353	6,838,754
利益剰余金合計		
前期末残高	5,704,631	6,716,473
当期変動額		

当期純利益	1,011,841	231,401
当期変動額合計	1,011,841	231,401
当期末残高	6,716,473	6,947,874
株主資本合計		
前期末残高	6,014,631	7,026,473
当期変動額		
当期純利益	1,011,841	231,401
当期変動額合計	1,011,841	231,401
当期末残高	7,026,473	7,257,874
純資産合計		
前期末残高	6,014,631	7,026,473
当期変動額		
当期純利益	1,011,841	231,401
当期変動額合計	1,011,841	231,401
当期末残高	7,026,473	7,257,874

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

期 別		第15期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
		金 額	構成比
科 目			
(資 産 の 部)			%
流動資産			
現金		38	
預金		6,233,401	
有価証券		77,259	
前払金		12,237	
前払費用	4	14,392	
未収入金		809,888	
未収委託者報酬		341,742	
未収収益		219,316	
繰延税金資産		67,624	
流動資産計		7,775,900	96.3
固定資産			
有形固定資産		162,272	
建物附属設備	1	136,636	
器具備品	1	25,636	
無形固定資産		3,989	
ソフトウェア	2	3,989	
投資その他の資産		132,166	
長期差入保証金		85,186	
繰延税金資産		42,129	
その他投資		4,850	
固定資産計		298,428	3.7
資 産 合 計		8,074,329	100.0
(負 債 の 部)			%
流動負債			
預り金		32,859	
未払金		203,944	
未払手数料			
その他未払金			
未払費用		55,446	
未払法人税等		231,480	
未払消費税等	2	98	
賞与引当金		120,651	
流動負債計		644,481	8.0
固定負債			
退職給付引当金		77,303	
固定負債計		77,303	1.0
負 債 合 計		721,784	8.9
(純 資 産 の 部)			%
株主資本		7,352,544	91.1
資 本 金	310,000		
利 益 剰 余 金	7,042,544		
利益準備金	77,500		
その他利益剰余金			
別途積立金	31,620		
繰越利益剰余金	6,933,424		
純 資 産 合 計		7,352,544	91.1
負 債 ・ 純 資 産 合 計		8,074,329	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	第15期中間会計期間 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日	
		金 額	構成比

			%
営業収益			
委託者報酬		998,446	
投資顧問収入		664,165	
その他営業収益		171,043	
営業収益計		1,833,655	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		548,527	
支払手数料	252,808		
その他営業費用	295,718		
一般管理費	1	997,535	
営業費用・一般管理費計		1,546,063	84.3
営業利益		287,592	15.7
営業外収益		4,303	0.2
営業外費用		8,773	0.5
経常利益		283,121	15.4
特別損失	3	2,976	0.2
税引前中間純利益		280,145	15.3
法人税、住民税及び事業税		225,706	12.3
法人税等調整額		40,231	2.2
中間純利益		94,669	5.2

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第15期
	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年9月30日)

株主資本	
資本金	
当期首残高	310,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	310,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	77,500
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	77,500
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	31,620
当中間期変動額	
別途積立金の積立	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	31,620
繰越利益剰余金	
当期首残高	6,838,754
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
別途積立金の積立	-
中間純利益	94,669
当中間期変動額合計	94,669
当中間期末残高	6,933,424
利益剰余金合計	
当期首残高	6,947,874
当中間期変動額	
剰余金の配当	-

中間純利益	94,669
当中間期変動額合計	94,669
当中間期末残高	7,042,544
株主資本合計	
当期首残高	7,257,874
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	94,669
当中間期変動額合計	94,669
当中間期末残高	7,352,544
純資産合計	
前期末残高	7,257,874
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	94,669
当中間期変動額合計	94,669
当中間期末残高	7,352,544

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第15期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 売買目的の有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 6～18年 器具備品 8年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の翌期に一括償却することとしております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
------------------------------	--

追加情報

15期中間会計期間末 (平成23年9月30日 現在)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

第15期中間会計期間末 (平成23年9月30日 現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 55,188千円 器具備品 32,289千円
2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第15期中間会計期間 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日
1. 当社とステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することに致しました。当中間会計期間には、ステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーから当社に支払われるべき調整額162,982千円が、損益計算書のその他営業収益に含まれております。
2. 減価償却実施額 有形固定資産 10,475千円 無形固定資産 692千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第15期中間会計期間
自 平成23年 4 月 1 日
至 平成23年 9 月30日

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期末 株式数（株）
普通株式	6,200	—	—	6,200

（金融商品関係）

第15期中間会計期間

自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	6,233,401	6,233,401	—
(2) 未収入金	809,888	809,888	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金

未収入金は短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）金銭債権の中間決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

（注3）社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の中間決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第15期中間会計期間末

（平成23年9月30日 現在）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第15期中間会計期間末

（平成23年9月30日 現在）

当中間会計期間において、データセンターの賃貸借契約期間満了に伴い、資産除去債務が1,714千円減少しております。

当中間会計期間末における、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は45,614千円であります。

（デリバティブ取引関係）

第15期中間会計期間末

（平成23年9月30日 現在）

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第15期中間会計期間末

（平成23年9月30日 現在）

（セグメント情報）

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

（セグメント関連情報）

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第15期中間会計期間

自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日

1株当たり純資産額 1,185,894円23銭

1株当たり中間純利益 15,269円27銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第15期中間会計期間	
自 平成23年4月1日	
至 平成23年9月30日	
中間純利益（千円）	94,669
普通株主に帰属しない金額	-

普通株式にかかる中間純利益（千円）	94,669
期中平均株式数（株）	6,200

（重要な後発事象）

第15期中間会計期間

自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. 受託会社

名 称

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託銀行：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

資本金の額（平成24年4月1日現在）

342,037百万円

（51,000百万円）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2. 販売会社

名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名 称	(2) 資本金の額	(3) 事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成23年3月現在)	金融商品取引法に基づく第1種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成23年3月現在)	金融商品取引法に基づく第1種金融商品取引業を営んでいます。

むさし証券株式会社	5,000百万円 (平成23年3月現在)	金融商品取引法に基づく第1種金融 商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券 株式会社	7,196百万円 (平成23年3月現在)	金融商品取引法に基づく第1種金融 商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式 会社	7,425百万円 (平成23年3月現在)	金融商品取引法に基づく第1種金融 商品取引業を営んでいます。

(2) 【関係業務の概要】

受託会社は主として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

販売会社は主として、受益権の募集取扱、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金及び解約金の支払いの取扱い、目論見書・運用報告書の交付等を行います。

(3) 【資本関係】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
1. 有価証券 の評価基 準及び評 価方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 （取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。	(1) 有価証券 同 左
2. 固定資産 の減価償 却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備6～18年 器具備品 8年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間(5年)に 基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 同 左 (2) 無形固定資産 同 左
3. 外貨建の 資産及び 負債の本 邦通貨へ の換算基 準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替 相場により円貨に換算し、換算差額は損益と して処理しております。	同 左

4.引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は20,032千円であります。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理 数理計算上の差異 発生 of 翌事業年度に一括費用処理 （追記情報） 当社は、適格退職年金制度を設けておりましたが、退職給付制度の改定を実施し、平成23年3月31日に適格退職年金制度を廃止し、平成23年4月1日より確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）へ移行するとともに、確定拠出年金制度を導入いたしました。この移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。なお、この移行に伴い過去勤務債務87,216千円が発生しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成23年3月29日開催の取締役会において役員退職慰労金規程の廃止を決議しました。これに伴い、役員退職慰労引当金を全額取り崩し、新退職給付制度への移行により退職給付引当金へ振り替え、また、積立不足分6,662千円を特別損失として計上しております。
5.その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の処理方法 同 左

	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
1. 資産除去債務に関する会計基準	-	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ9,467千円減少し、税引前当期純利益は30,098千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による長期差入保証金の変動額は30,098千円であります。

注 記 事 項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成22年3月 31日 現在)	当事業年度 (平成23年3月 31日 現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 34,935千円 器 具 備 品 21,419千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 48,437千円 器 具 備 品 28,565千円
2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 5,658千円	2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 6,842千円
授權株式数及び発行済株式総数 授權株式数 8,800株 発行済株式数 6,200株	授權株式数及び発行済株式総数 授權株式数 8,800株 発行済株式数 6,200株
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 該当事項はありません。

（損益計算書関係）

前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
--	--

1. 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社との取引は次のとおりであります。 (但し、親会社であったステート・ストリート・バンクアンドトラストカンパニーは平成21年10月に関係会社ではなくなっております。当該金額は10月以降の関係会社でなくなった期間の金額も含めた当期中における取引金額全てについて記載しております。) <table> <tr> <td>投資顧問収入</td><td>258,438千円</td></tr> <tr> <td>調査費</td><td>168,552千円</td></tr> <tr> <td>委託調査費</td><td>269,665千円</td></tr> <tr> <td>役員報酬</td><td>133,413千円</td></tr> <tr> <td>給料・手当</td><td>17,308千円</td></tr> <tr> <td>賞与</td><td>40,494千円</td></tr> <tr> <td>事務手数料</td><td>694,820千円</td></tr> </table>	投資顧問収入	258,438千円	調査費	168,552千円	委託調査費	269,665千円	役員報酬	133,413千円	給料・手当	17,308千円	賞与	40,494千円	事務手数料	694,820千円	1. 関係会社に係る注記 該当事項はありません。
投資顧問収入	258,438千円														
調査費	168,552千円														
委託調査費	269,665千円														
役員報酬	133,413千円														
給料・手当	17,308千円														
賞与	40,494千円														
事務手数料	694,820千円														

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
1. 当事業年度の末日における発行済株式数 6,200株 2. 配当金支払額 該当事項はありません。	1. 当事業年度の末日における発行済株式数 6,200株 2. 配当金支払額 該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
---	---

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 該当事項はありません。 未経過リース料期末残高相当額 該当事項はありません。 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2,473千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2,250千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>60千円</td> </tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	支払リース料	2,473千円	減価償却費相当額	2,250千円	支払利息相当額	60千円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの) 該当事項はありません。
支払リース料	2,473千円						
減価償却費相当額	2,250千円						
支払利息相当額	60千円						

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料には、平成19年8月17日金融庁告示五九「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」により定義される取引先リスクが存在しますが、取引先の多くは、「指定国の政府機関および中央銀行（これらに準ずる者を含む。）」、「我が国の地方公共団体」および「指定格付を付与された金融機関」であるため、取引先リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	6,652,325	6,652,325	—
(2)未収委託者報酬	596,483	596,483	—
(3)未収入金	666,368	666,368	—
(4)その他未払金	422,523	422,523	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）現金及び預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

（注3）社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料には、平成19年8月17日金融庁告示五九「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」により定義される取引先リスクが存在しますが、取引先の多くは、「指定国の政府機関および中央銀行（これらに準ずる者を含む。）」、「我が国の地方公共団体」および「指定格付を付与された金融機関」であるため、取引先リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	6,661,535	6,661,535	—
(2)未収委託者報酬	349,939	349,939	—
(3)未収入金	361,818	361,818	—
(4)その他未払金	314,580	314,580	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時

価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金及び(4) その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成22年3月 31日 現在)	当事業年度 (平成23年3月 31日 現在)
売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 49,072千円 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 1,112千円	売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 55,860千円 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 900千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
該当事項はありません。	同 左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、確定給付型の制度として、設立時より全面的に適格退職年金制度を採用しております。当社の適格退職年金契約は、当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、設立時より適格退職年金制度を設けておりましたが、退職給付制度の改定を実施し、平成23年3月31日に適格退職年金制度を廃止し、平成23年4月1日より確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）へ移行するとともに、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月 31日現在)	当事業年度 (平成23年3月 31日現在)
退職給付債務	161,243	322,666

(1)年金資産	130,452	172,261
(2)退職給付引当金	10,758	84,094
(3)未認識数理計算上の差異	20,032	20,905
(4)未認識過去勤務債務	-	87,216

退職給付債務には、役員分53,190千円が含まれております。

３．退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
退職給付費用	39,747	60,658
(1)勤務費用	29,006	36,339
(2)利息費用	3,276	1,988
(3)期待運用収益（減算）	796	966
(4)過去勤務債務の費用処理額	-	3,265
(5)数理計算上の差異の費用処理額	8,260	20,032

４．退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成22年3月 31日現在)	当事業年度 (平成23年3月 31日現在)
(1)割引率	1.0%	1.0%
(2)期待運用収益率	0.75%	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4)過去勤務債務の処理年数	1年	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年	1年

(税効果会計関係)

前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
--	--

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産（流動）	繰延税金資産（流動）
賞与引当金繰入超過額	賞与引当金繰入超過額
25,428	17,154
未払事業税	その他
0,949	19,822
その他	
26,538	
	繰延税金資産（流動）合計
	36,977
	繰延税金負債（流動）との相殺
	12,683
	繰延税金資産（流動）の純額
	24,293
繰延税金資産（流動）合計	
82,915	
繰延税金負債（流動）との相殺	
3,809	
繰延税金資産（流動）の純額	繰延税金資産（固定）
79,106	退職給付引当金
	35,207
繰延税金資産（固定）	その他
役員退職給与引当金	13,831
15,193	
退職給付引当金	繰延税金資産（固定）合計
5,365	49,038
その他	繰延税金負債（固定）との相殺
3,247	3,809
繰延税金資産（固定）合計	繰延税金資産（固定）の純額
23,807	45,229
繰延税金負債（固定）との相殺	
7,619	
繰延税金資産（固定）の純額	繰延税金資産合計
16,187	69,522
繰延税金資産合計	
95,293	繰延税金負債（流動）
	事業譲受に係る調整項目
	3,809
	未収還付事業税
	8,873
繰延税金負債（流動）	
事業譲受に係る調整項目	
3,809	

繰延税金負債（流動）合計 3,809 繰延税金負債（流動）との相殺	繰延税金負債（流動）合計 12,683 繰延税金負債（流動）との相殺 12,683
3,809	繰延税金負債（流動）の純額 -
繰延税金負債（流動）の純額 -	
繰延税金負債（固定） 事業譲受に係る調整項目 7,619	繰延税金負債（固定） 事業譲受に係る調整項目 3,809
繰延税金負債（固定）合計 7,619 繰延税金負債（固定）との相殺	繰延税金負債（固定）合計 3,809 繰延税金負債（固定）との相殺 3,809
7,619	繰延税金負債（固定）の純額 -
繰延税金負債（固定）の純額 -	
繰延税金資産の純額 95,293	繰延税金資産の純額 69,522 =====
=====	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 40.7% 交際費等永久に損金に 算入されない項目 3.6% その他 0.0%	法定実効税率 40.7% 交際費等永久に損金に 算入されない項目 15.8% その他 0.0%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率 44.2%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率 56.5% =====
=====	

（企業結合関係等）

前事業年度	当事業年度
自 平成21年4月 1日	自 平成22年4月 1日
至 平成22年3月 31日	至 平成23年3月 31日

該当事項はありません。	同 左
-------------	-----

（資産除去債務関係）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（1）資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びデータセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（2）資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

（3）当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は59,837千円であります。また資産除去債務の総額は、データセンターの賃貸借契約期間満了が近づいたことに伴う見積りの見直しの実施等を主な理由とし、当期中において12,509千円減少しております。

（セグメント情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(2) 兄弟会社等

前事業年度											
自 平成21年4月 1日											
至 平成22年3月 31日											
属性	会社等の 名称	住 所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有（被 所有） 割合	関 係 内 容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼 任等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	ステート・ストリート・バンク アンド トラストカンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ及びソフトウェアの使用契約及び人件費等及び事務手数料の支払	投資顧問料の受取	258,438	未収入金	33,424
								ソフトウェア使用料の支払	168,552	未払金	365,368
								投資顧問料の支払	269,665	未払費用	14,565
								人件費等の支払	191,216		
								事務手数料	694,820		
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入、兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託	41,455		
								事務所賃借料の支払	8,722		
								人件費等の支払	59,715	未払金	3,619

ステート・ストリート株式会社	東京都港区	1千万円	サービス業	なし	なし	備品の賃借及び事務管理サービスなどの役務の受入れ	備品賃借料の支払 役務料の支払	263 47,703	未払金	-
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国 ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	14,590	未収入金	1,052
ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国 ルクセンブルグ市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	43,978		
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びE T F 商品の紹介	投資顧問料の受取 紹介料の受取	10,790 82	未収入金 未収収益	- 82
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・GmbH	ドイツ ミュンヘン	250万ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	46,435	未収入金	-
タッカーマン・グループ	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	1百万ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の支払	4,461	未払金	2,512
ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ, LLC	米国 マサチューセッツ州 ボストン市	237百万米ドル	証券業	なし	なし	E T F 商品の紹介	紹介料の受取	11,647	未収収益	6,394
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア	オーストラリア シドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の受取	9,894	未収入金	650

(注) 上記(2)の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社とステート・ストリート株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- １．ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- ２．事務所賃借料、備品賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- ３．役員料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
- ４．投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション

（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク

（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス

（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

当事業年度											
自 平成22年4月 1日											
至 平成23年3月 31日											
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼 任等	事業上の 関係				

同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラストカンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	投資顧問料の受取 ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料	207,364 171,911 199,549 145,191 699,910	未収入金 未払金 未払費用	31,050 213,964 15,975
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 事務所賃借料の支払 人件費等の支払	37,966 8,694 103,543	前払金 未払金	4,358 3,658
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取 投資顧問料の支払	20,022 11,711	未収入金	477
	ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国ルクセンブルグ市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	44,053		
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポールシンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	121	未収収益	63

タッカー・マン・グループ	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	1百万 ドル	不動産 投資顧問業務	なし	なし	投資顧問 サービスの 受入	投資顧問料 の支払	5,934	未払金	3,121
ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ, LLC	米国 マサチューセッツ州 ボストン市	237百万 米ドル	証券業	なし	なし	E T F 商品 の紹介	紹介料の受 取	13,973	未収収益	6,701
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア	オーストラリア シドニー	8百万 オーストラリア ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問 サービスの 受入	投資顧問料 の受取	3,018		

(注) 上記(2)の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション

（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク

（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス

（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度			当事業年度		
自	平成21年4月	1日	自	平成22年4月	1日
至	平成22年3月	31日	至	平成23年3月	31日

1株当たり純資産 1,133,302円12銭 1株当たり当期純利益 163,200円20銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	1株当たり純資産 1,170,624円94銭 1株当たり当期純利益 37,322円82銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
--	---

注） 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
当期純利益（千円）	1,011,841	231,401
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	1,011,841	231,401
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

（重要な後発事象）

前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
当社が設定した私募投資信託4ファンドの繰上償還を翌事業年度で予定しており、翌事業年度の営業収益および営業費用が、大幅に減少する可能性があります。 なお、当事業年度における上記4ファンドからの営業収益および営業費用は以下のとおりです。 委託者報酬 4,008,136千円 支払手数料 2,614,000千円	該当事項はありません。

[次へ](#)

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

有価証券報告書	平成23年10月7日
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年10月7日
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年11月16日
臨時報告書	平成23年9月30日
臨時報告書	平成23年12月26日

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 松村 直孝 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 高木 竜二 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追加情報

重要な後発事項に記載のとおり、私募投資信託4ファンドの繰上償還を翌年事業年度で予定しており、翌年事業年度の損益に影響を与える可能性が生じている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 高木 竜二 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 丘本 正彦 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月22日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい

る。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年2月8日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人
指 定 社 員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリートUSボンド・オープン（為替ヘッジあり）の平成23年7月12日から平成24年1月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリートUSボンド・オープン（為替ヘッジあり）の平成24年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)